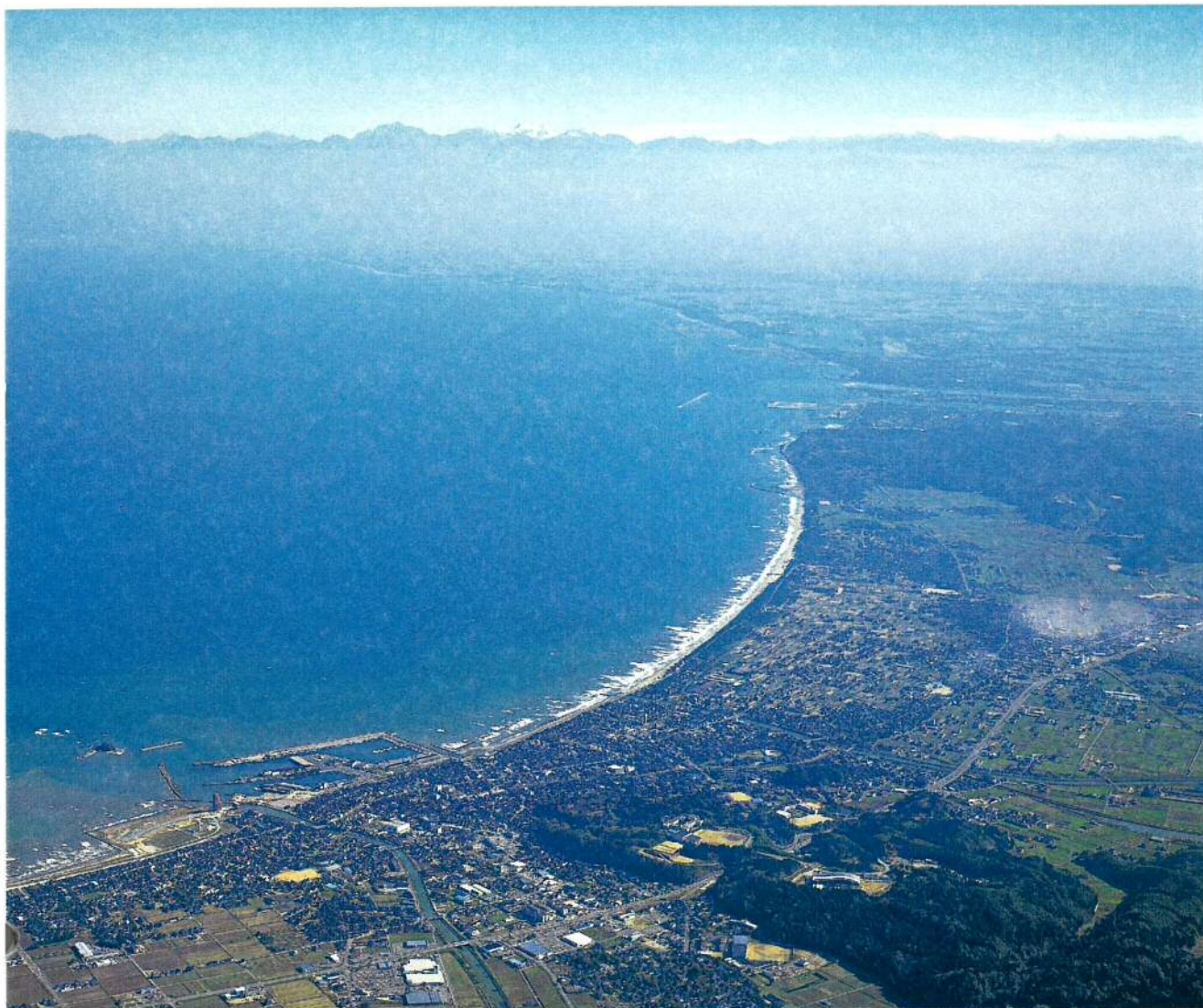


富山県海岸保全基本計画



富山県
富山県海岸保全基本計画

平成 15 年 5 月

平成 28 年 8 月 (一部変更)

—目次—

| | |
|--------------------------------|----|
| まえがき | 1 |
| 1 海岸の保全に関する基本的な事項 | 2 |
| 1.1 海岸の概要 | 2 |
| 1.2 海岸特性 | 3 |
| (1) 自然的特性 | 3 |
| (2) 社会的特性 | 6 |
| 1.3 海岸への要請 | 11 |
| (1) 地域住民からの要請 | 11 |
| (2) 富山県住民アンケート | 14 |
| 1.4 これからの“とやま”の海岸のあり方 | 21 |
| (1) これからの“とやま”の海岸づくりの基本的な理念 | 21 |
| (2) これからの“とやま”の海岸づくりの方向 | 22 |
| 1.5 これからの“とやま”の海岸づくり | 25 |
| (1) 越波による災害や海岸侵食を防ぐ安全な海岸づくり | 25 |
| (2) 豊かな自然環境と地域の歴史を大切にする海岸づくり | 28 |
| (3) 人々の暮らしと活力ある地域づくりに貢献する海岸づくり | 30 |
| 2 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 | 32 |
| 2.1 沿岸のゾーニング | 32 |
| 2.2 各ゾーンの特徴と海岸保全の施策 | 35 |
| 2.3 海岸保全施設の整備に関する区域の設定 | 37 |
| 2.4 海岸保全施設の諸元の整理 | 37 |
| (1) 沿岸内の海岸毎の整理 | 37 |
| (2) 海岸保全施設の種類及び規模 | 37 |
| (3) 受益の地域とその状況 | 37 |
| (4) 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項 | 37 |
| 3 計画の見直しと留意すべき事項 | 43 |
| 4 あとがき | 44 |

| | |
|-------------------|----|
| 参考資料..... | 45 |
| 1.海岸保全施設整備計画..... | 46 |
| 2.関連する諸計画..... | 72 |
| 3.用語の説明..... | 73 |

表紙のイラストのデザインについて

このイラストの中央に配した光を放つ球体は富山湾を表しています。そこから溢れる光は富山湾の豊かさの象徴であるとともに、海がもたらす恵みを活かし、とやまがよりいっそう輝く未来に向かうようにとの願いがこめられています。

そして、この球体の色はホタルイカが放つミステリアスな紫をモチーフにして、蜃気楼などの富山湾の不思議さや神秘性を表現し、また、海洋深層水を生みだす富山湾の深さをイメージしています。



この球体に上方から降りてくる帯状のものは、富山湾に注ぎこむ河川であると共に、とやま名産のブリを連れてくると言われた鱒起こしの稲妻でもあり、富山湾が陸や空など、環境の恵みにも囲まれていることを象徴させています。

さらにこの球体は9つの渦を持ち、また、この球体を囲むように9つの水玉が描かれていますが、この9つという数は富山湾沿岸市町の数を示していて、9つの水玉は水に恵まれ、その恵みと共に歩いていく9つの沿岸市町を、9つの渦はその市町に押し寄せる冬季の寄り回り波に代表される波浪を表しています。

9つの水玉はそれぞれが渦に触れることなく、球体からの光を受け輝きつづけています。その姿は沿岸市町が富山湾の厳しい自然と共生しつつ、その豊かさにより発展し続けていくことを表現しました。

まえがき

富山の海岸は、3,000m級の立山連峰を背景に、西に能登半島が張り出し富山湾を形成しています。湾内は急峻で複雑な海底地形をもち「あいがめ」と呼ばれる海底谷があります。この急峻な海底地形と潮の満ち引きが小さいことから、湾でありながらアサリ等が生息・生育する干潟等の地形が形成されないことも特徴のひとつです。

また湾内は対馬海流(暖水)と日本海固有冷水(冷水)が存在し、これらが複雑に混じりあうことで、多様で豊かな海洋生物相が形成されています。

このようにとやまの海岸は四季の表情豊かな自然環境にも恵まれ、蜃気楼や埋没林、海底林が見られる「不思議、神秘の海」、ブリやホタルイカに代表される「天然のいけす、豊穡の海」、海越しに立山連峰が望める「眺望の海」として大変魅力的な海岸です。

しかし、とやまの海岸は富山湾特有の寄り回り波や冬期風浪などの高波の襲来の頻度が高く、全国有数の侵食海岸ともなっています。

近年、地球の環境を重視する時代背景を踏まえて、様々な分野で質的転換が求められています。このような情勢からとやまの海岸についても、これまでの社会基盤の構築と経済活動の発展を優先とした「陸からの視点・人からの視点」から自然と共生した「海からの視点、生き物からの視点」への発想の転換も必要とされています。

こうした流れの中、平成12年4月に改正海岸法が施行され、総合的な視点に立った海岸の管理を行うため、旧海岸法の目的である「海岸の防護」に、「海岸環境の整備と保全」及び「公衆の海岸の適正な利用」を加え、防護・環境・利用の調和のとれた総合的な海岸の保全を計画的に推進することになりました。

本冊子は、上記を踏まえこれからの“とやま”の海岸のあり方と、これからの“とやま”の海岸づくりについてわかりやすくご説明するものです。そして、この冊子が、広く県民の皆様のご理解を頂けるとともに、県民の皆様といっしょにこれからの“とやま”の海岸をつくっていくために利用されることを期待しています。

これからの“とやま”の海岸づくりの基本理念

不思議の海、神秘の海・・・“とやま”の海岸
美しく厳しい自然との共生

これからの“とやま”の海岸づくりのあり方

- ☝ 越波による災害や海岸侵食を防ぐ安全な海岸づくり
- ☝ 豊かな自然環境と地域の歴史を大切にする海岸づくり
- ☝ 人々の暮らしと活力ある地域づくりに貢献する海岸づくり

1 海岸の保全に関する基本的な事項

1.1 海岸の概要

富山県において海岸法の対象になる海岸総延長は約 148.5km である。その内訳等は、以下のとおりである。

表 1-1 富山県の海岸の概要

| | 国土交通省河川局 | 国土交通省港湾局 | 農林水産省水産庁 | 計 |
|-----|----------|----------|----------|-----------|
| 富山県 | 約 52.9km | 約 70.7km | 約 24.9km | 約 148.5km |

(資料:平成 13 年度版海岸統計)

富山県の海岸は、海岸災害から海岸沿いに住む人々の命とその資産を守るため、これまで多数の海岸保全施設が整備されてきたことや、産業の発展とともに港湾や漁港が整備されてきたことから、人為的に手の加えられたいわゆる「人工海岸」が多いことが特徴である。このような状況下で、東部の宮崎・境海岸を中心に礫海岸、黒部川河口域に砂礫海岸、高岡市から氷見市に砂浜海岸、氷見市北部に崖海岸等の自然海岸が残されている。



礫海岸の生地浜



砂浜海岸の雨晴海岸



岩石海岸の阿尾海岸



消波ブロックの覆われた人工的な海岸

1.2 海岸特性

(1) 自然的特性

① 地形条件

富山県の東側は、飛騨山脈白馬岳、鹿島槍ヶ岳などを境に新潟、長野両県に接し、その内側にも立山、劔岳、薬師岳など我が国を代表する 3,000m 級の山岳がそびえている。南側は三俣蓮華岳を東端として飛騨山地の北縁で岐阜県と接し、西側は医王山、倶利伽羅峠などを境にして石川県と接している。標高 1,000m 以上の山地が県土の 27%、傾斜度 30 度以上の土地が県土の 25%を占めている。沿岸域は、これらの急峻な山々に囲まれており、黒部川、常願寺川、神通川、庄川、小矢部川等我が国を代表する多くの急流河川が、扇状地や氾濫原を形成して沿岸部に流入している。

富山湾は、これらの山々と日本海へ突出する能登半島に抱かれた日本海側最大の外洋性の湾であり、最も深いところでは 1,200m 以上あり、我が国でも駿河湾、相模湾と並び深い湾の一つになっている。数多くの「あいがめ」と呼ばれる海底谷が沿岸近くまで迫っており、日本海側では数少ない急峻で複雑な海底地形を有する。



氷見市側から望む富山湾と立山連峰

② 気象・海象

1) 気象

気象は、典型的な日本海側気候であり、1月の気温は約2℃でさほど低くないが、冬季には日本海を通り抜ける季節風が、山岳部を越えるときに水分の多い湿り雪をもたらす。富山県の降水量は年間を通じて多く、年平均降水量は白馬岳、立山連峰等の山岳部では4,000mmを越え、沿岸部でも2,000mmを越える。

2) 海象

富山湾は、北東へ開いた湾であることから北北西～東北東の強風時には沿岸域に高波浪が押し寄せる。一方、湾の北西に能登半島があることから、日本海が北西の季節風で荒れていても能登半島を回って湾内に入ると風が弱くなり、波が小さくなることが多い。特に湾の西側ではこの傾向が強い。

冬の風のない穏やかな日などに突然、高い波が襲ってくる、いわゆる「寄り回り波」が来襲することが富山湾の海象の特徴でもある。強い冬型の時、北海道の西海上で発生した大きな波は、日本海を南下し一日以上かかって富山湾にやってくる。

このような富山湾に来襲する高波は、富山湾が急峻で深い海底地形であることから、ほとんど減衰しないまま海岸に来襲し、度々越波被害をもたらすとともに、海岸侵食の原因の一つになっている。

日本海には、通年、対馬暖流が流れ、この分流が、新潟県や富山県付近の沿岸に向かって流れている。富山湾内の海水流動は、この対馬暖流と日本海固有冷水塊(海洋深層水)の消長及び河川水の動向によって、季節毎に複雑に変化している。

富山湾の水温は、表面において冬季には10℃であるが、夏季には26℃となり16℃の大きな温度差がみられる。水深が深くなるにつれて水温の季節的な変動幅は小さくなり、水深100mでは10～15℃、水深200mでは3～5℃となっている。



寄り回り波(滑川漁港海岸)

③ 自然環境・自然景観

富山湾では、対馬海流と日本海固有冷水塊(海洋深層水)の存在により、暖水性と冷水性の両方の生物が生息している。これに加え、急峻で変化に富んだ地形であることから多様な水産資源に恵まれている。なかでも、ブリ、ホタルイカ、シロエビなどは富山県を代表する魚介類として知られている。

対馬海流の影響により沿岸にはスダジイ、アカガシ、タブノキ、ヤブツバキ、カラスザンショウ、イイギリ等の温暖帯の常緑樹が分布する。宮崎鹿島樹叢は、温暖帯の巨樹がうっそうと茂る原始林で、その広大さと自然のままに保存されている事は富山県の沿岸随一で、日本海沿岸における顕著な暖温性樹叢の北限であり、国の天然記念物として保護されている。

厳しい波浪に対する海岸保全施設の整備や港湾の発展によって人工的な海岸景観が多くなったが、日本の渚・百選に選ばれた「高岡雨晴海岸・氷見松田江の長浜」、「宮崎・境海岸」のほか、氷見市や高岡市から見られる海越しの立山連峰、魚津で見られる蟹気楼など富山の海岸を特徴づけるものが多く存在している。

沿岸域の貴重な自然環境を保護するため朝日県立自然公園、能登半島国定公園等の自然保護地域が指定されている。



蟹気楼



日本の渚・百選
(雨晴海岸・松田江の長浜)



ホタルイカ

(2) 社会的特性

① 漁業

富山湾は、大陸棚の幅が狭く、急深で、「あいがめ」と呼ばれる海底谷が複雑に発達している。さらに、このような海底地形に加え、対馬暖流と日本海固有冷水塊(海洋深層水)がごく沿岸まで接近するという好漁場としての条件が揃っている。

このため、古くから定置網漁業を中心とした沿岸漁業が発達している。富山県の定置網による漁獲量は、県内漁獲量の7割以上を占めている。定置網では、ブリをはじめとした対馬暖流系の回遊性浮魚類、沖合から産卵のために回遊してきたホタルイカなどを漁獲対象としている。また、スルメイカ釣り、シロエビ・ホッコクアカエビ等の小型底びき網、ベニズワイ・バイ類等のかごなわ漁業、カレイ・ヒラメ等の刺網、マスのひき釣り等特徴のある漁業が営まれている。

水産加工業はかまぼこ等の練製品が主体であり、そのほか氷見のみりんぼし製品、新湊のイカ製品、魚津、滑川のホタルイカ製品が特産品として全国に知られている。

また、「つくり育てる漁業」の推進に取り組んでおり、富山県栽培漁業センターと富山県水産公社が中心となって、ヒラメ、マダイ、クロダイ、クルマエビ、アワビ、サザエの種苗生産、放流を行っている。また、富山県水産試験場では、海洋深層水利用研究施設を設置し、海洋深層水を利用したトヤマエビの種苗生産やサクラマスの親魚養成による種卵供給の技術開発などの研究が進められている。



ブリ



シロエビ



定置網漁業

定置網漁業

② 工業及び港湾

沿岸の工業は、豊かな水と安価な電力によって、伏木港・富山港周辺を中心として大正時代以降工場の立地が進み、繊維・紙・パルプ・鉄鋼・化学を中心に発達してきた。さらに、昭和40年代に富山新港周辺にアルミ関連企業を中心とした臨海工業地帯が建設されると、金属、非鉄金属工業のウエイトが急激に高まり、日本海側屈指の工業集積を形成し、現在では、アルミ工業は全国一のシェアを誇っている。平成11年度の製造品出荷額は、富山市が約6,700億円、高岡市が約5,500億円となっている。

古くから海上交通と交易の要衝として栄え、沿岸の工業集積の中心となる「伏木富山港」は、昭和61年に特定重要港湾に指定され、日本海沿岸を代表する港湾となっている。このほかにも、県東部には地方港湾「魚津港」がある。



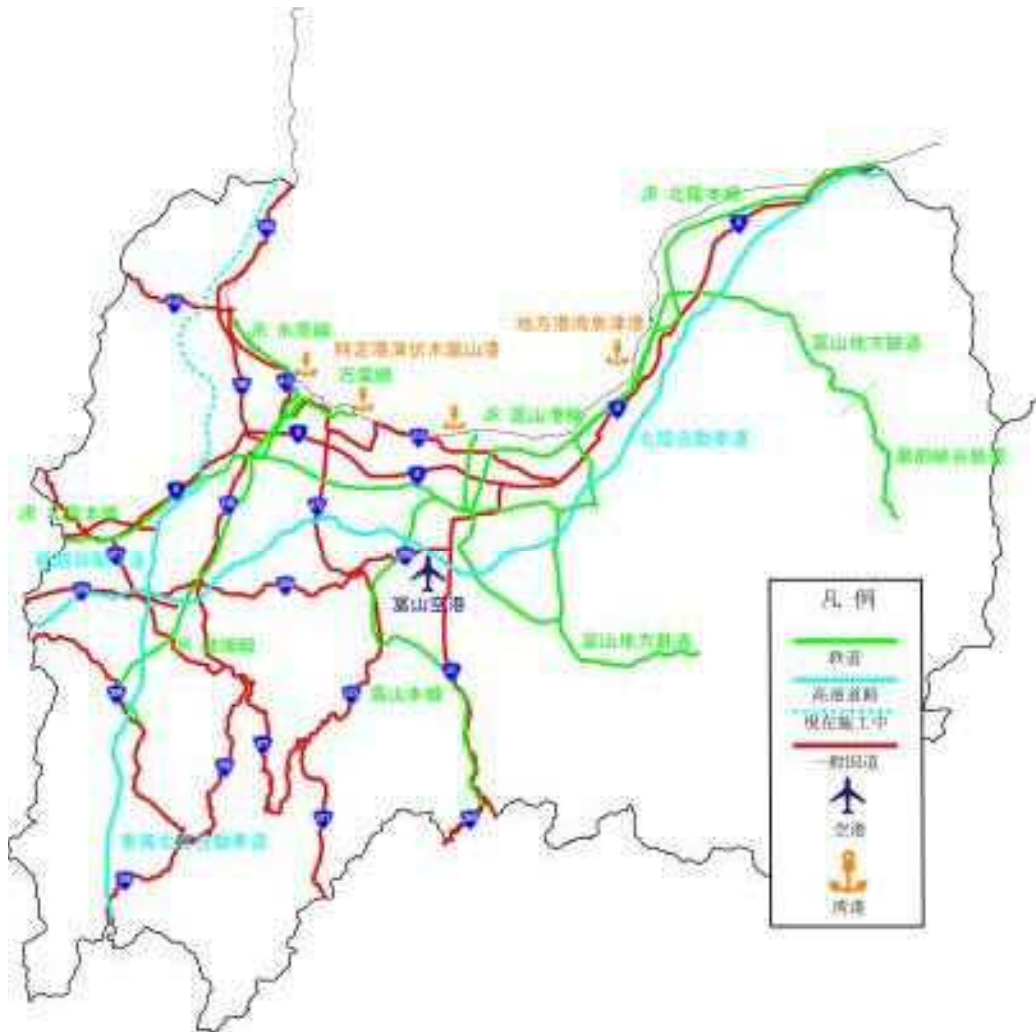
伏木富山港新湊地区(富山新港)

③ 交通

道路交通は、日本海沿岸に沿って北陸自動車道、国道8号が北陸の各主要都市を結んでいる。また、国道41号、156号、160号といった一般国道が南北にのびている。近年では、東海北陸自動車道や能越自動車道の整備が進行しており、東海地方とのアクセスが向上しつつある。

鉄道は、日本海沿岸に沿うJR北陸本線、名古屋と富山を結ぶJR高山本線が軸となっており、その他、沿岸市町間を結ぶ地方鉄道も整備されている。平成13年4月には北陸新幹線上越・富山間の工事が認可され、鉄道網のさらなる発展が期待されている。

空路は富山空港から国内及び対岸諸国の主要都市へ定期便が就航しており、海上交通としては、夏季に伏木富山港伏木地区より、ロシアのウラジオストクとの間に、旅客定期船が運航されている。



富山県の交通

(資料：全国道路地図帖 東京地図出版 他をもとに作成)

④ 観光

沿岸域の観光資源は、全国的に有名な魚津市の蟹気楼、埋没林、入善沖の海底林、富山市水橋より魚津市にいたるホタルイカの群遊海面、北アルプスの景観や、黒部市の「えびすまつり」、滑川市の「ネブタ流し」等の伝統行事および、「ほたるいかミュージアム」に代表される観光施設等が分布している。

また、人々が集う観光の拠点として、氷見漁港周辺の新マリノバージョン拠点整備や伏木富山港新湊地区周辺の日本海ミュージアム構想などの整備が逐次行われている。海水浴場9箇所、キャンプ場5箇所をはじめとして、海浜公園や海浜植物園、海洋学習村、海産物の直売所を併設した道の駅などが整備されている。

モーターボート、ヨット等のプレジャーボートを活用したマリンレジャーが盛んになってきており、伏木富山港新湊地区では公共マリーナ等が整備され、海洋性レクリエーションの拠点となっている。



海底林



埋没林



観光ホタルイカ漁



富山港新湊マリーナ

⑤ 歴史・行祭事

沿岸には入善町のじょうべのま遺跡、氷見市の大境洞窟等、縄文時代をはじめとした多くの遺跡が発見されており、この地域に早くから文明が開けていたことをものがたる。

黒部市の「えびすまつり」、滑川市の「ネブタ流し」等海で生活する漁民に関わる数多くの行祭事が現在に伝えられている。近年では、スポーツイベントや花火大会が数多く行われている。



じょうべのま遺跡



ネブタ流し



ウインドサーフィン

1.3 海岸への要請

(1) 地域住民からの要請

海岸保全基本計画を策定するにあたり、平成14年3月～4月にかけて沿岸9市町の10地区において住民懇談会を開催し、地域住民の方々からこれからの“とやま”の海岸づくりについてのご意見をお伺いした。



住民懇談会の開催

● 防護に関する主な要請

富山湾の海岸沿いに住む人々は、富山湾と共生しつつ、度々「寄り回り波」や冬季風浪による越波災害等に苦しめられてきた。これまで築き上げられてきた生活の基盤を今後とも維持していくため、海岸災害の防止を望む根強い意見が多くあった。富山県の海岸保全の大前提は、海岸の防護であることをあらためて認識させられた。

- 環境面、利用面への配慮も大事ではあるが、災害防止を最優先して欲しい
- 既設離岸堤に副堤を設置して消波効果を増進して欲しい
- 老朽化施設の点検、改修を徹底して欲しい
- 背後地の塩害対策、背後道路への石の飛散対策を実施して欲しい
- 施設にあたる波の音が大きい



越波災害

● 環境に関する主な要請

富山県の海岸は、度々発生してきた海岸災害を防止するため海岸保全施設が整備され、消波ブロックに覆いつくされた海岸が多数ある。また、海岸侵食によって大切な自然の砂浜は失われてきた。このため、自然海岸は少なくなったことから、昔のような自然な海岸・砂浜を復元してほしいという意見が多数あった。海岸を防護しながら、海岸の自然環境を復元していくことが課題であることが浮き彫りにされた。

- 背後の松並木を復元して欲しい。新たに海岸林を整備して欲しい
- 保全施設の整備によって、周辺の漁業や藻場に影響が出ている
- ゴミ問題に対し、利用者のマナーの改善・啓発やゴミの処理の対応を、行政主体でやって欲しい
- これ以上、浜に手をつけて欲しくない



消波ブロックに覆われた海岸



海岸へうちあげられた流木やゴミ

● 利用に関する主な要請

富山県の自然海浜は、海岸侵食によって失われてきた。このため、海水浴等のできる海岸は少なくなるとともに、防護のために設置された消波ブロック等によって散策など日常な海岸利用にも支障をきたす海岸が多くある。このため、海岸利用をしやすくするための施設の整備を望む意見があった。また、海岸利用のマナー向上を望む意見もあった。

- 海岸でのレクリエーション施設を整備して欲しい。
- 周辺の観光に役立つ海岸整備を行って欲しい。
- アクセスに配慮した階段護岸だけではなく、子供が遊べる磯場などを造成して欲しい。
- 砂浜に人が入りやすくするのは良いが、このために浜が荒らされるのは困る。利用者のマナー啓発を図るなど、整備後の環境保全もあわせて考慮して欲しい



海岸侵食と海岸へのアクセスを困難にするブロック



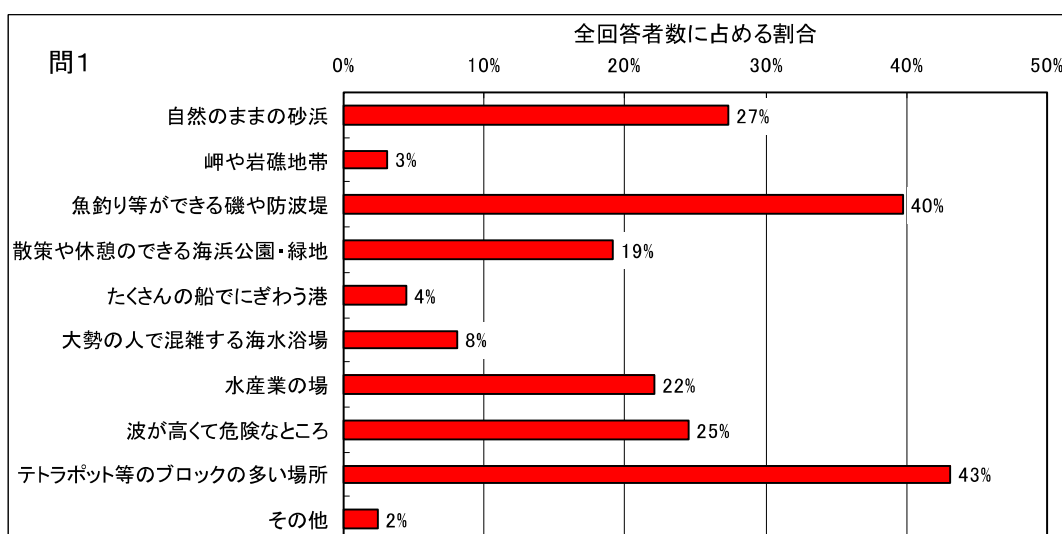
海岸利用の状況・利用者のマナーが求められる

(2) 富山県住民アンケート

平成 14 年 3～4 月に沿岸市町を対象に実施した海岸に関する住民アンケート結果を下記に示す。アンケートの返信総数は 606 通、アンケート回収率は約 40%であった。

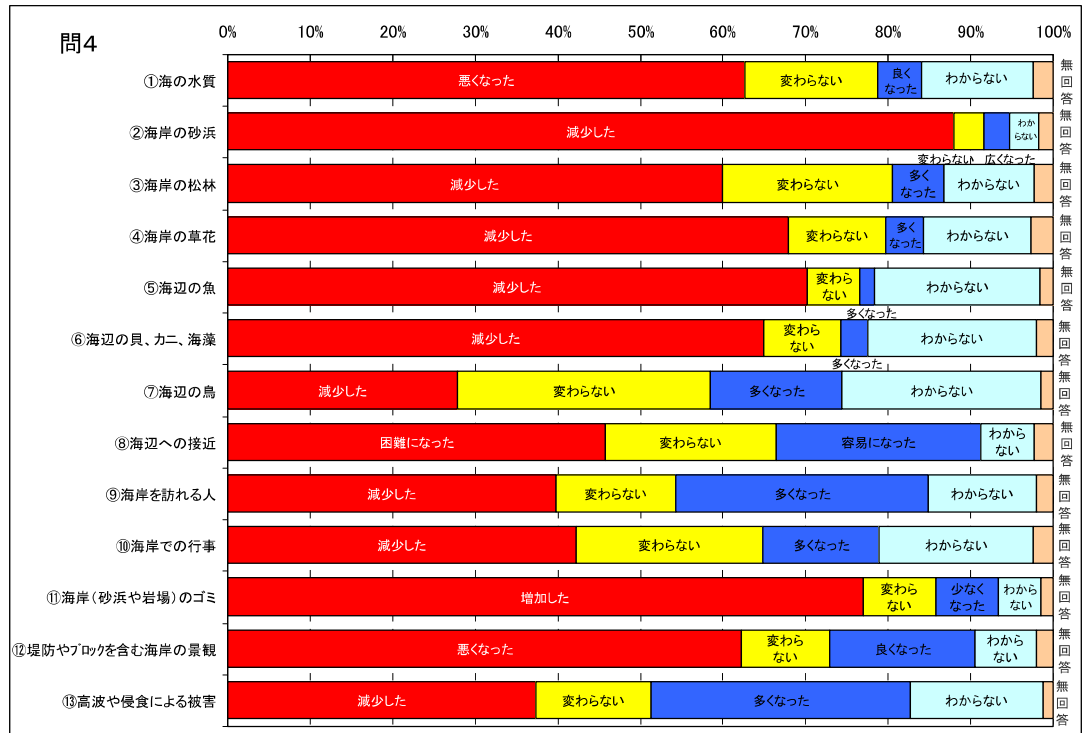
富山県の海岸のイメージ

- ・ 住民が持つ県内の海岸のイメージとしては、「テトラポッド等のブロックの多い場所」、「魚釣り等ができる磯や防波堤」と答える人が多く、いずれも全体の 4 割程度を占めた。一方、「自然のままの砂浜」をイメージする人は、全体の 3 割弱を占めた。



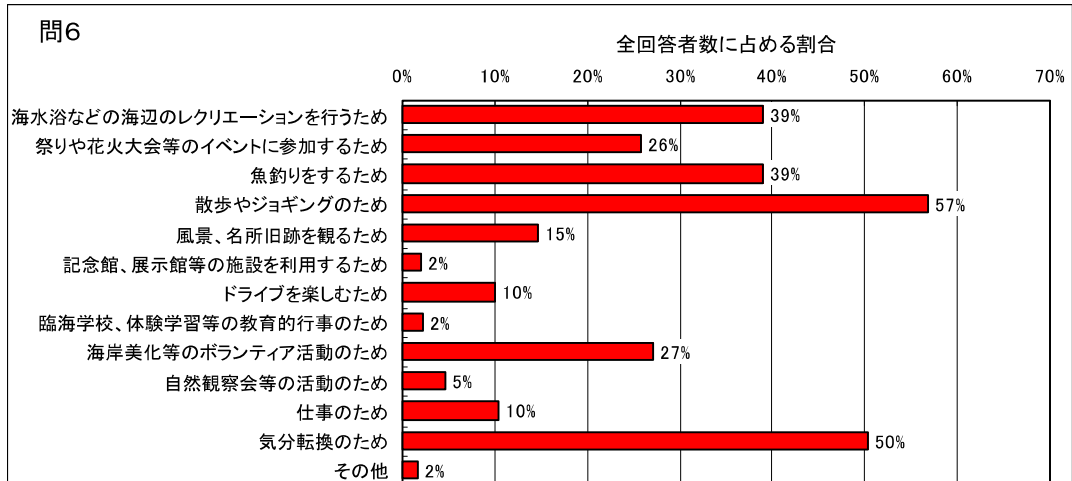
20～30年前と比較して身近の海岸はどのような变成了と思ひますか

- 20～30年前の海岸と今の海岸と比較して、海岸の環境は悪くなったと思ひている人は多い。その順位は、「海岸の砂浜が減少した」、「海岸のゴミが増加した」、「海辺の魚が減少した」、「海岸の草花が減少した」、「海の水質が悪くなった」、「海岸の景観が悪くなった」である。



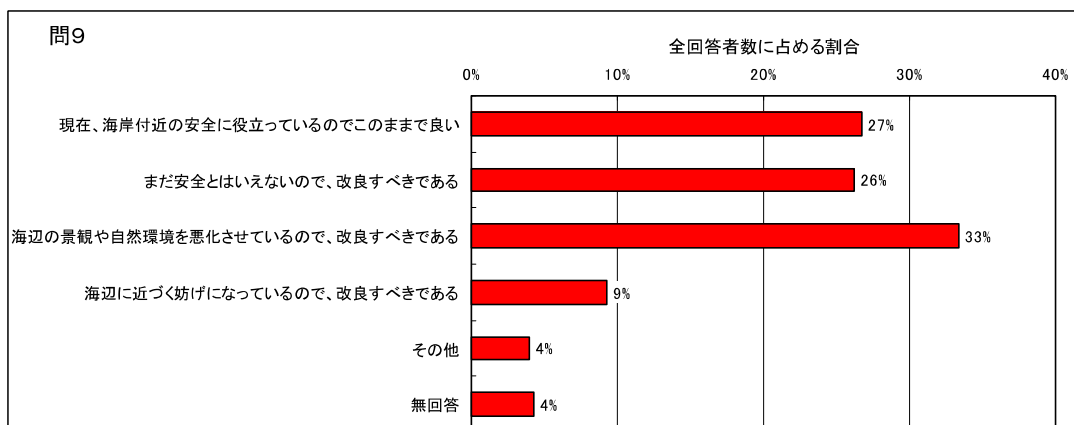
海岸の利用目的

- ・ 海岸の利用目的としては、散歩、ジョギング等の日常の利用や、海水浴、釣り、花火大会、祭事等のイベントといったレジャーの場としての利用が多数を占めた。



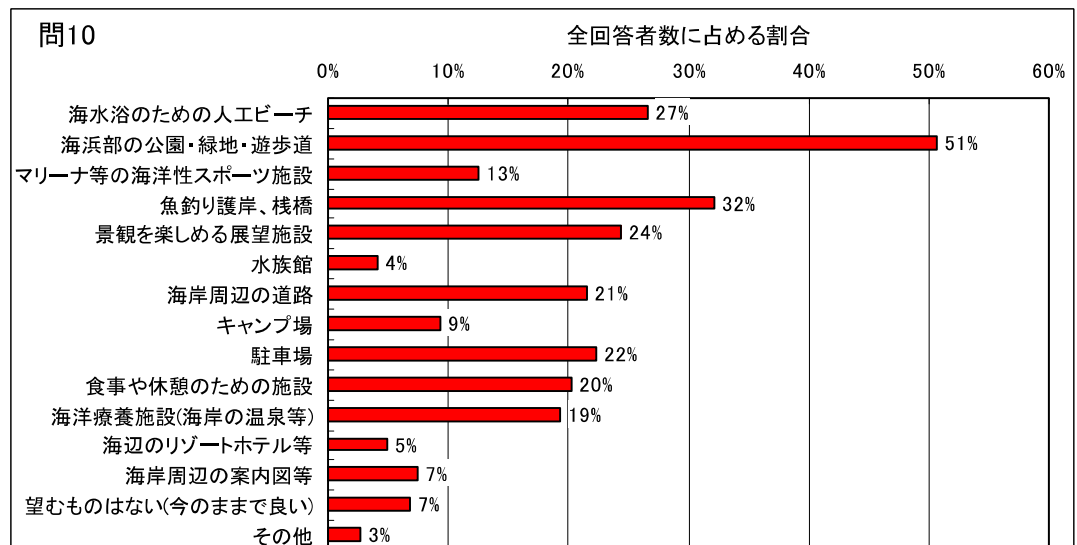
これからの海岸整備について

- ・ 「海岸には、高い堤防やブロック等が設置されているところがあります。これらの施設は、高波や侵食などから、人命や家屋を守るために必要なものですが、今後このような施設についてどのようにお考えでしょうか。」と尋ねた結果、景観や自然環境の悪化、安全性が十分に確保されていないこと、海辺に近づく妨げになる等の理由により、「改良すべき」と考える人が、全体の6割を占めた。一方、「このままで良い」と考える人は、3割弱であった。



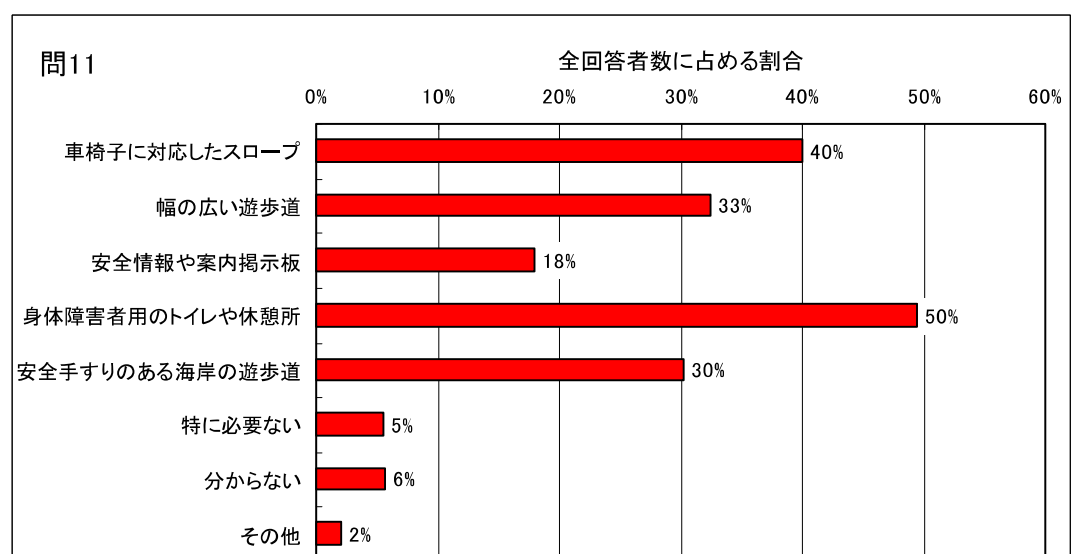
海岸整備で望まれる施設

- このため、今後の海岸整備の要望に対する項目でも、公園、緑地、遊歩道といった日常的な利用に資する施設や、人工ビーチ、釣り桟橋、展望施設といったレジャー施設の整備の要望が強かった。また、海岸周辺の道路、駐車場の整備など、海岸へのアクセス、利便性の向上に関する要望も見られた。



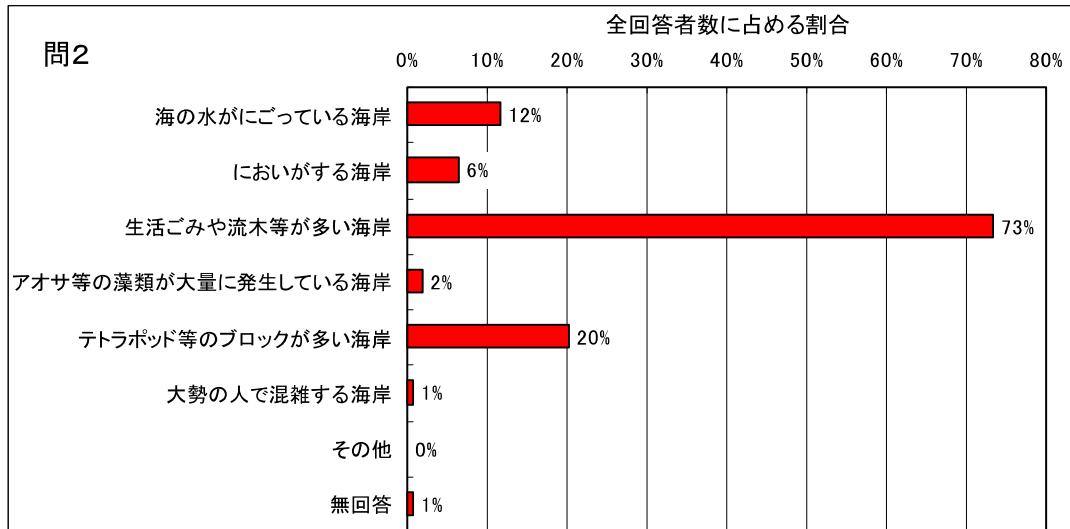
高齢者や身体障害者に対応する施設の整備

- 身体障害者用のトイレや休憩所の整備を求める回答が5割、車椅子に対応したスロープの整備を求める回答が4割あった。

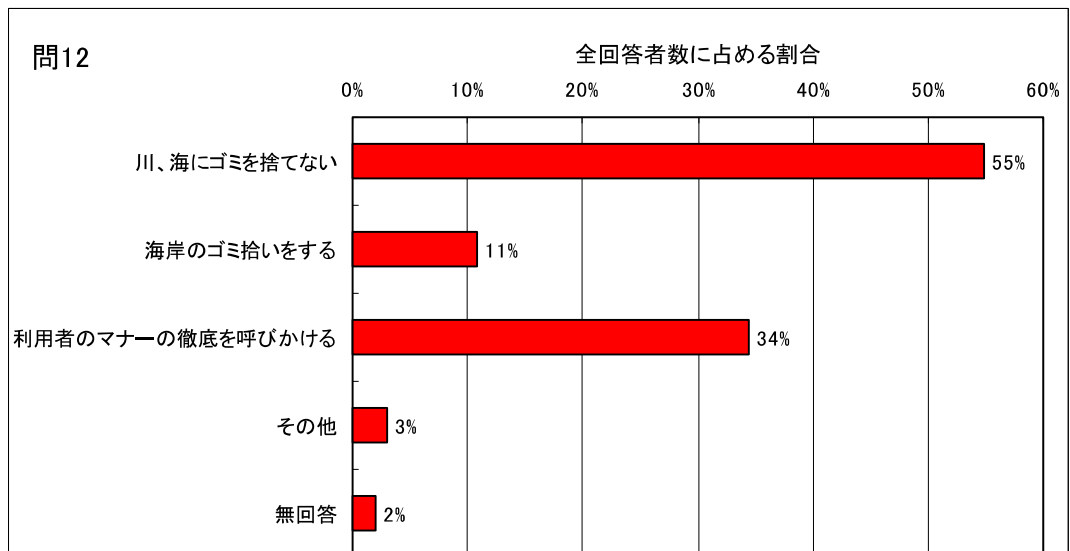


海岸の美化

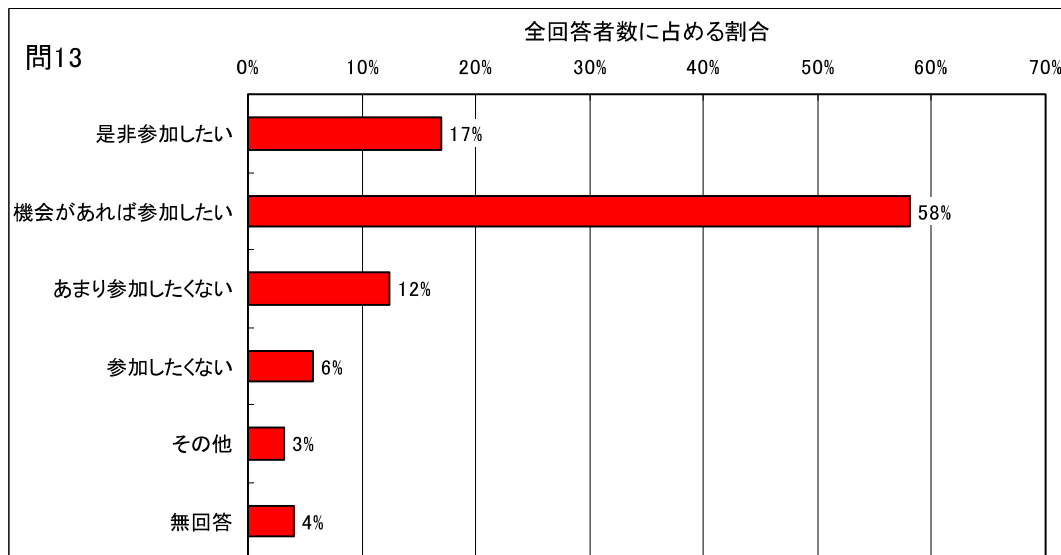
- ・「海岸が「汚れている」・「美しくない」と感じるのは、どのような状態ですか」と尋ねたところ、生活ごみや流木等が多い海岸と回答した人がずば抜けて多かった。



- ・次に、「海岸をきれいにするためにはどうすれば良いと思いますか」と尋ねたところ、「川、海にゴミを捨てない」、「利用者のマナーの徹底を呼びかける」の回答が9割を占めた。

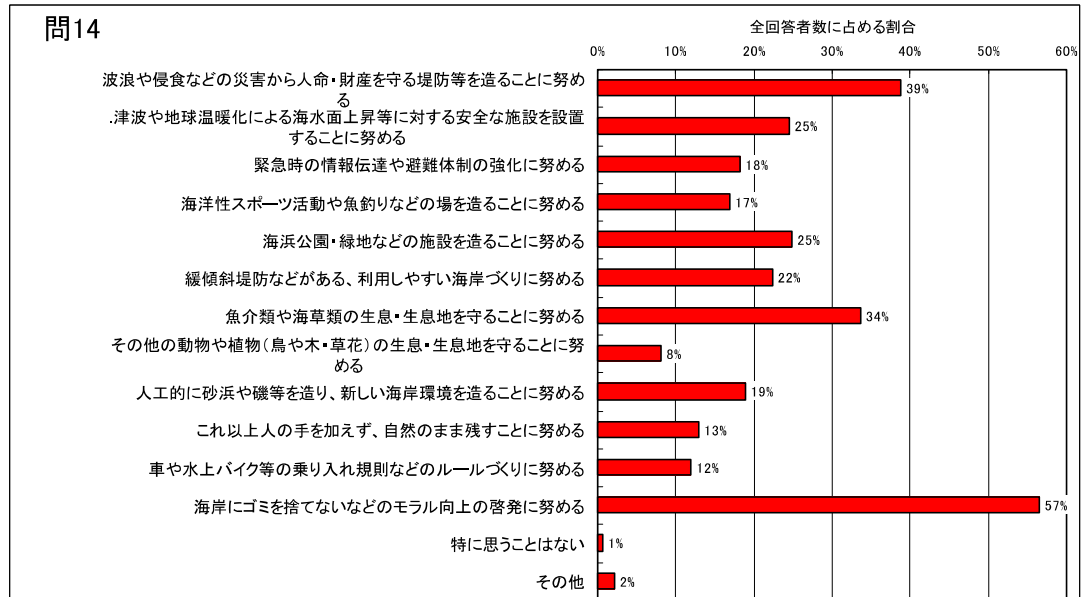


- ・ 海岸のゴミ拾いなどの海岸愛護活動のボランティアに参加については、約7割の人が「ゴミ拾い等の海岸愛護のボランティアに参加している、もしくは機会があれば参加したい」と回答しており、地域住民の海岸に対する意識の強さがうかがえる。



富山県の海岸の将来について

- 将来、海岸をどのようにしていくべきかと問に対しては、「海岸にゴミを捨てないなどのモラル向上の啓発に努める。」が全体の 6 割で最も多く、次いで、災害を防止するための堤防等の整備、生物の生育環境の保全、利用に配慮した公園や緩傾斜堤防等の整備等の回答が得られた。



1.4 これからの“とやま”の海岸のあり方

(1) これからの“とやま”の海岸づくりの基本的な理念

不思議の海、神秘の海・・・
“とやま”の海岸
美しく厳しい自然との共生

富山県の海岸保全の大前提は、海岸の防護であるが、施設が海岸に与える影響の大きさを十分認識し、その計画・整備にあたる。

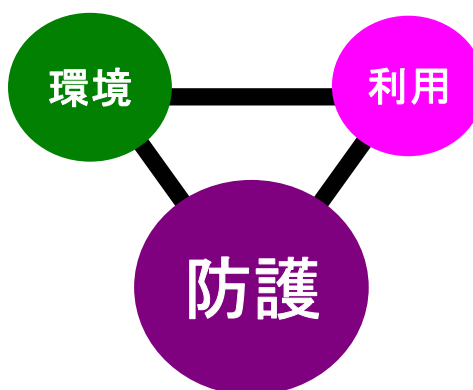
絶滅の恐れのある希少な生物等の保全すべき貴重な自然環境や景観、海岸に係る歴史的背景・遺物及び地域の要請や利用状況など、海岸に関する情報について、有形・無形を問わず広く把握に努める。

これにより、防護・環境・利用の調和をより一層図ることで、富山らしい海岸の風景と風土を後世に継承し、みんなの共有の財産として“とやま”の海岸の価値をさらに高めてゆくことを目標とする。

(2) これからの“とやま”の海岸づくりの方向

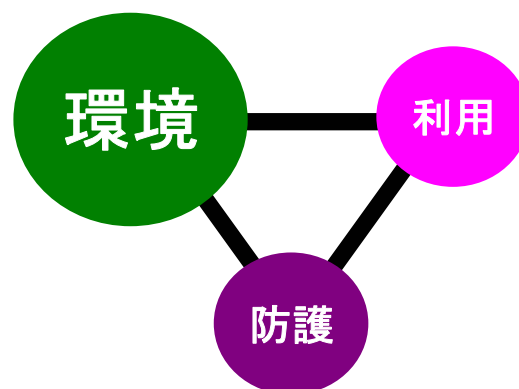
1) 防護 ～ 越波による災害や海岸侵食を防ぐ安全な海岸づくり ～

- 沿岸住民の方々が常に安心して暮らせるよう、災害に強い安全で快適な海岸づくりを目指します。
- 安全な海岸の整備に加え、自然環境の保全、多様な海岸利用に配慮し、後世に継承すべき共有の財産となるよう価値を高めていく海岸づくりを目指します。



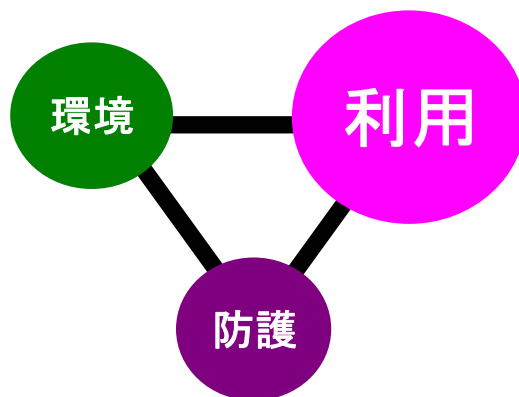
2) 環境 ～ 豊かな自然環境と地域の歴史を大切にする海岸づくり ～

- 関係機関及び住民の方と協働しながら、優れた海岸の自然環境、自然景観及び絶滅の恐れのある希少な生物等の把握と保全に努め、自然豊かな海岸づくりを目指します。
- 地域に残る貴重な歴史文化を後世に継承し、住民の方々が潤いと安らぎをもてる海岸づくりを目指します。



3) 利用 ～ 人々の暮らしと活力ある地域づくりに貢献する海岸づくり ～

- 地域の海岸利用を考慮し、地域の自然を生きながら誰もが気軽に利用できる海岸づくりを目指します。
- 地域住民が主体となった海岸を大切に活動を支援しながら、誰もが愛することができる海岸づくりを目指します。



1.5 これからの“とやま”の海岸づくり

(1) 越波による災害や海岸侵食を防ぐ安全な海岸づくり

| 基本的な事項 | これからの“とやま”の海岸のあり方 | 現況と課題 | これからの“とやま”の海岸づくり |
|--------|--|---|---|
| 海岸の防護 | <p style="text-align: center;">～ 安全な海岸づくり ～</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 沿岸住民の方々が常に安心して暮らせるよう、災害に強い安全で快適な海岸づくりを目指します。 ※ 安全な海岸の整備に加え、自然環境の保全、多様な海岸利用に配慮し、後世に継承すべき共有の財産となるよう価値を高めていく海岸づくりを目指します。 | <p>●後を絶たない海岸災害と災害に強い安全な海岸づくり</p> <p>富山県の海岸は、冬季風浪や富山湾特有の寄り回り波等の厳しい波浪といった海象条件に加え、富山湾の複雑で急峻な海底地形のため、古くから海岸侵食や越波被害と闘ってきた海岸である。</p> <p>これまで護岸、消波工、離岸堤等の様々な海岸保全施設が整備されてきたが、依然として海岸侵食及び越波災害等の海岸災害は後を絶たないのが現状であり、災害に強い安全な海岸づくりが最重要課題となっている。</p> <p>厳しい海象条件と富山湾の急峻な海底地形に対し海岸の防護を確実に実施していくため、必要に応じて有脚式離岸堤等の新しい保全工法を採用することによって、沿岸住民が常に安心して暮らせる海岸づくりを行うことが課題となる。</p> | <p>● 災害に強い安全な海岸づくり</p> <p>(1) 防護すべき地域と防護水準</p> <p>① 防護すべき地域</p> <p>高潮、波浪等による災害や海岸侵食等の災害から、背後の人命や財産を保護するため、各海岸管理者が適切に設定する計画波浪に対して、海岸保全施設の機能が十分確保されていない海岸、または、海岸保全施設が未整備の海岸を防護すべき区域として設定する。</p> <p>② 防護水準</p> <p>高潮・越波からの防護が必要な海岸については、計画高潮位に計画波浪の影響を加え、これに対して背後地を防護することを目標とする。</p> <p>海岸侵食が進行している海岸については、現状の汀線を維持することを目標としつつ、海浜の確保が必要な海岸については、汀線の回復を図ることを目標とする。</p> <p>ここで、計画高潮位及び計画波浪は以下のいずれかの方法により設定するものとする。</p> <p>(計画高潮位の設定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既往最高潮位 ・朔望平均満潮位＋既往最大潮位偏差 <p>(計画波浪の設定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既往最大規模の実測波浪 ・実測、または気象資料に基づく推算により得た統計資料に、確率処理を施して求めた確率波浪 <p>(2) 施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 防護水準を満足しない海岸においては、今後とも計画的に海岸保全施設を整備し、海岸背後の安全度を確保する。 ✓ 海岸背後の資産や人口、貴重な自然環境、海岸の利活用の状況など、防護すべき保全対象を勘案しつつ投資の重点化を行うとともに、新たな技術の導入などによるライフコスト縮減に努め、投資効率を向上させ、防護効果の早期発現を図る。 ✓ 老朽化施設の点検・補修を行い、施設の機能を保全するとともに、必要に応じ施設の更新・改築を行う。 |

| 基本的な事項 | これからの“とやま”の海岸のあり方 | 現況と課題 | これからの“とやま”の海岸づくり |
|--------|--|--|--|
| 海岸の防護 | <p style="text-align: center;">～ 安全な海岸づくり ～</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 沿岸住民の方々が常に安心して暮らせるよう、災害に強い安全で快適な海岸づくりを目指します。 ※ 安全な海岸の整備に加え、自然環境の保全、多様な海岸利用に配慮し、後世に継承すべき共有の財産となるよう価値を高めていく海岸づくりを目指します。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 海岸保全施設の面的な配置による安全、環境、利用が調和した海岸づくり 海岸保全施設の整備にあたっては、安全な海岸の整備に加え、自然と共生する海岸環境の保全、多様なニーズに対応した海岸利用の実現にも配慮することが求められる。このために、堤防・護岸・砂浜・離岸堤等の海岸保全施設を面的な広がりをもって適切に配置し、それらの複合機能により海岸背後地域の人命財産を高波・侵食等の災害からより粘り強く防護するとともに、良好な海岸空間を創出していくことが課題となる。 ● 広域的な土砂移動と河川からの供給土砂により海浜を回復する総合的な土砂管理 新潟県境にまたがる県東部の海岸には、ヒスイが広域的に分布する。これは、新潟県の天然記念物に指定されたヒスイ原産地である姫川・青海川流域からの土砂とともにヒスイが海岸に流れ出て、海岸沿いに西へ向かう漂砂として広域に移動し富山県の海岸まで到達したことを物語る。 侵食対策は、このような広域的な土砂移動を解明し、その効果的な制御を図ることが重要視されてきている。広域的な土砂移動を考慮した侵食対策を実施することにより自然の海浜を回復していくことが課題となる。 海岸に供給される土砂の多くは、河川流域からの流出土砂であることから、海岸管理者は河川管理者等と協働し、河川から海岸への供給土砂を確保しながら、海浜を回復する総合的な土砂管理に取り組むことが課題となる。 ● 海岸保全施設の整備とソフト対策を組み合わせた防災システムの構築 地震津波が来襲する場合の海岸利用者の人身被害など、海岸保全施設整備では対応できない被害の発生や、施設の防護水準を超える波浪の来襲による浸水被害も想定される。 これらに対処するための避難経路と避難場所の確保、災害発生時の迅速な情報伝達、地域と連携した防災体制の確立等といった、ソフト面での防災システムを構築していくことが課題となる。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 海岸保全施設の面的な配置による安全、環境、利用の調和した海岸づくり <ul style="list-style-type: none"> ✓ 海岸保全施設の整備にあたっては、緩傾斜護岸等の整備に加え、離岸堤や人工リーフ等の沖合消波施設を組み合わせた面的防護によって海岸の整備を図る。 ✓ 侵食対策が必要な海岸では、突堤工やヘッドランドなどの漂砂制御構造物と養浜等も組み合わせることにより、防護、環境、利用が調和する海岸づくりを推進する。 ● 広域的な土砂移動と河川からの供給土砂により海浜を回復する総合的な土砂管理 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 海岸への土砂供給が著しく減少し、海浜の回復が望めない侵食海岸は、侵食の状態、背後地の人口・資産を勘案し、侵食被害の拡大を早急に防止するため突堤工と養浜を組み合わせる等の工法により、安定した海浜の整備を図る。 ✓ 海浜砂は有限なものとして認識し、各海岸管理者が連携し、サンドバイパス、ならびにサンドリサイクルを推進する。また、公共残土の有効活用など、海岸への供給可能な安価な土砂量の増加を目指す。 ✓ 河川からの土砂の供給が減少することによって海岸侵食の発生した海岸では、海岸への土砂供給源となる河川流域全体から海岸、さらには広く沿岸域までの連続した土砂移動を回復していくため、砂防、ダム、河川、海岸が連携し、バランスのとれた総合的な土砂管理を推進する。 ● 海岸保全施設の整備とソフト対策を組み合わせた防災システムの構築 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 想定される地震の震源域と富山湾沿岸の津波高の関係や、津波による浸水被害の発生状況の想定等、沿岸の津波に対する危険判定や対策検討に必要な情報等の把握に努める。 ✓ 関係機関と連携し、防災情報の提供や災害時の対応方法の周知等、ソフト面での対策を講じるとともに、避難路、避難場所などの施設整備のための情報提供を行う。 |

(2) 豊かな自然環境と地域の歴史を大切に作る海岸づくり

| 基本的な事項 | これからの“とやま”の海岸のあり方 | 現況と課題 | これからの“とやま”の海岸づくり |
|-------------|--|--|--|
| 海岸環境の整備及び保全 | <p>～豊かな自然環境や景観と地域の歴史を大切に作る海岸づくり～</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 関係機関及び住民の方と協働しながら、優れた海岸の自然環境、自然景観及び絶滅の恐れのある希少な生物等を保全し、自然豊かな海岸づくりを目指します。 ※ 地域に残る貴重な歴史文化を後世に継承し、住民の方々が増えと安らぎをもてる海岸づくりを目指します。 | <p>● 消失した自然海岸の復元と残された自然環境及び自然景観の保全</p> <p>富山湾は、日本海側最大の湾であり、その雄大な景観は国内でも有数のものとなっている。そこには、蟹気楼や天然記念物にも指定されているホテルイカの群遊海面など特有の現象が見られるほか、埋没林や海底林といった貴重なものも多く、『不思議の海、神秘の海』としても知られている。「雨晴海岸・松田江の長浜」と、「宮崎・境海岸」の2箇所が「日本の渚・百選」に選定されている。これらの貴重な海岸の自然環境および自然景観は、能登半島国定公園や朝日県立自然公園に指定され、いずれも貴重な観光資源となっている。</p> <p>しかし、沿岸のほぼ全域が侵食傾向にあるため、海岸防災の強化がなされ、消波ブロックに覆われた人工的な海岸がここ数十年の間で急増し、自然的海岸景観が失われてきた。また、海岸侵食による海岸地形の変化は、生物、海浜植生等の生息場の消失や著しい変化、砂浜やそこに生育する生物による海水の浄化機能の低下など、環境面に与える影響が大きいと考えられる。</p> <p>一方では、海岸景観に配慮し人工リーフが設置された海岸もあるが、そこでは人工リーフを基盤とした新たに岩礁性の生態系が形成される等の環境の創出がみられる。</p> <p>海岸保全施設の整備では、対象海岸の自然環境及び海岸景観に配慮しながら、海岸環境の保全と整備を図ることが課題となる。</p> <p>名勝や自然公園等の優れた景観、天然記念物等の貴重な自然、生物の重要な生息・生育地等の優れた自然を有する海岸については、その保全に努めていくことが課題となる。</p> <p>残された自然環境を保全しながら、消失した自然海岸を復元していくことが課題となる。</p> | <p>● 自然海岸の復元と自然環境及び自然景観に配慮した海岸環境の保全と整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 海岸侵食によって砂浜が失われた海岸については、可能な限りその景観を取り戻すことを目標に、養浜等によって砂浜の復元を図るとともに、景観や自然環境に配慮した海岸保全施設整備を推進する。 ✓ 海岸は、絶滅の恐れのある希少なものも含め、多様な生き物の生息・生育や産卵の場となっていることから、工法の選定にあたっては、その生息・生育の場となりうる離岸堤や潜堤、人工リーフを採用する等、藻場を含むその生息・生育環境の保全に努める。 ✓ 景観面の配慮に当たっては、周辺の自然景観や、関連事業及び地域計画との整合を図り、海岸の眺望の確保に努めるほか、近接する施設との一体性に配慮し、圧迫感や閉鎖感を与えないような施設配置を行うことによって、良好な海岸空間の形成に努める。 ✓ 環境整備事業等を拠点的に展開するとともに、「白砂青松の創出」などのような海岸部における様々な事業との連携を推進することで、整備効果のさらなる向上を図る。 |



人工リーフを基盤に生育する海藻



白砂青松の創出

| 基本的な事項 | これからの“とやま”の海岸のあり方 | 現況と課題 | これからの“とやま”の海岸づくり |
|-------------|--|---|---|
| 海岸環境の整備及び保全 | <p>～豊かな自然環境や景観と地域の歴史を大切に作る海岸づくり～</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 関係機関及び住民の方と協働しながら、優れた海岸の自然環境、自然景観及び絶滅の恐れのある希少な生物等を保全し、自然豊かな海岸づくりを目指します。 ※ 地域に残る貴重な歴史文化を後世に継承し、住民の方々が潤いと安らぎをもてる海岸づくりを目指します。 | <p>● 沿岸域の文化的遺産・伝統的行事の継承と保全</p> <p>沿岸には入善町のじょうべのま遺跡、氷見市の大境洞窟等、縄文時代をはじめとした多くの遺跡が発見されており、この地域に早くから文明が開けていたことをものがたる。</p> <p>江戸時代には北前船の寄港地として栄え、富山の文化・風土は、日本の各地から運び込まれた様々な文化と交わりながら育まれてきた。</p> <p>沿岸は、交易や漁業によりもたらされた海の文化と、急流河川による沖積平野や扇状地に発達した陸の文化の融合地であり、黒部市の生地えびす祭りや滑川市のねぶた流しなど、地域に伝わる行事や祭りの場としても盛んに利用されてきた。一方、これまで人々が海岸災害に対して携わってきた防護に関する歴史資料や施設も残されている。海岸災害との闘いの歴史は、海岸防護施設の歴史でもあり、海岸法が制定される昭和31年以前までは、海岸災害から自衛のため石垣により海水の進入を防いできた。その後、海岸法が制定され堤防、突堤、護岸を主体に海岸防護が図られ、近年では環境に配慮した人工リーフ等の設置が行われてきた。また、地域産業及び物流の拠点として発展してきた伏木富山港をはじめとする港湾や、カレイ・ヒラメ、タラ、ブリ、ホタルイカ、シロエビに代表される盛んな水産業を支える多くの漁港が存在し、沿岸域は盛んに利用されている。</p> <p>このように、富山県の沿岸は、今日まで海岸災害と闘い共存しながら、様々な利用がなされてきた。これらの文化的遺産や伝統的な行事を継承し保全し、富山らしい海岸風土を後世に継承していくことが課題となる。</p> | <p>● 沿岸域の文化的遺産・伝統的行事の継承</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 地域の歴史ある行事や祭、新たなイベント等を通じて、海岸利用者の海岸愛護及び海岸環境に対する意識の向上を図る。 ✓ 地域住民やボランティアが主体となり取り組まれている文化財の保護活動などを地元市町と連携しながら支援を図り、文化的遺産や伝統行事を継承する。 |



滑川市の「ねぶた流し」



海岸災害との闘いの跡である石垣(高月海岸)

(3) 人々の暮らしと活力ある地域づくりに貢献する海岸づくり

| 基本的な事項 | これからの“とやま”の海岸のあり方 | 現況と課題 | これからの“とやま”の海岸づくり |
|----------------|--|--|--|
| 海岸における公衆の適正な利用 | <p>～ 人々の暮らしと活力ある地域づくりに貢献する海岸づくり ～</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 地域の海岸利用を考慮し、地域の自然を生かしながら誰もが気軽に利用できる海岸づくりを目指します。 ※ 地域住民が主体となった海岸を大切に活動を支援しながら、誰もが愛することができる海岸づくりを目指します。 | <p>● 誰もが気軽に利用できる海岸の整備と多様化する海岸利用に資する施設の整備</p> <p>富山県の海岸は、従来の散策、釣り、海水浴等に加え、近年では人々のニーズの高度化・多様化に伴って、様々なスポーツや健康増進、憩いの場としての利用されている。また、野外学習や環境教育、育成活動の場としても利用されてきている。更に、多様化したレジャーに対応した、海浜公園、公共マリーナやオートキャンプ場、地域の自然環境を活かした学習施設、博物館等が海岸と連携して整備されてきており、既存の海岸保全施設に関しても、海辺への近づきやすさの改善や、砂浜面積の確保などの要請が強まっている。</p> <p>海岸における公衆の適正な利用を確保するため、地域の海岸利用状況を勘案し、地域の自然環境を活かしつつ、誰もが気軽に利用できる海岸を整備していくことが課題となる</p> <p>地域の要請により必要に応じて周辺の観光資源・地域拠点との連携しながら多様化する海岸利用に資する施設を整備していくことが課題となる。</p> | <p>● 誰もが気軽に利用できる海岸の整備と多様化する海岸利用に資する施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 各地域の海岸利用実態や地元からの海岸利用のニーズの把握に努めながら、誰もが海岸へ容易にアクセスできるよう必要に応じてバリアフリーの施設を整備する。 ✓ 消波ブロック等で海辺へのアクセスが分断され、海浜利用が困難な海岸では、防護機能との整合を図り、養浜などによって砂浜を確保することによって海岸利用を改善する。 ✓ 県内外から多数の観光客が訪れる観光スポットならびに地域住民の憩いの場として利用頻度の高い海岸域は、沿岸域の利用環境整備と一体化した、海洋性レクリエーション・観光の拠点の創設を目指し、関係機関が連携して周辺の地域計画等との整合を図りながら、重点的に利便性や快適性に配慮した海岸整備を図る。 |



海岸利用の改善

| 基本的な事項 | これからの“とやま”の海岸のあり方 | 現況と課題 | これからの“とやま”の海岸づくり |
|-----------------------|--|--|---|
| <p>海岸における公衆の適正な利用</p> | <p>～ 人々の暮らしと活力ある地域づくりに貢献する海岸づくり ～</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 地域の海岸利用を考慮し、地域の自然を生かしながら誰もが気軽に利用できる海岸づくりを目指します。 ※ 地域住民が主体となった海岸を大切にすることを支援しながら、誰もが愛することができる海岸づくりを目指します。 | <p>● 海岸利用者のマナー向上、地域住民が主体となった海岸を大切にすることを推進</p> <p>地域住民を中心とした海岸愛護活動は、富山県全体で盛んに行われており、ほとんどの海水浴場で、毎年“海開き”前の海岸清掃が実施されている。しかし、冬季風浪後等にうちあげられる漂着ゴミや人為的なゴミ投棄の問題、船舶の不法係留や不法投棄、海水汚染の問題も発生してきている。</p> <p>これらに対処するために海岸のゴミ対策や清掃等に関する啓発活動を通じ、海岸利用者のマナー向上、地域住民が主体となった海岸清掃等の海岸活動を、より一層推進していくことが課題である。また、海岸は、観光資源として広域的に利用されているため、隣接県とも連携しながら海岸を大切にすることを育成していくことが課題となる。</p> | <p>● 地域住民が主体となった海岸を大切にすることを活動支援と海岸利用者のマナー向上を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ ゴミ対策など清潔な海岸環境の維持については、現在行われている地域を主体とした海岸を大切にすることを支援する。 ✓ 海岸利用が海岸環境に与える影響の情報を公開するとともに、海岸利用のマナーの向上などについて県内外を問わず広く啓発に努める。また、青少年の海岸における環境学習・育成活動等を通じ、海岸環境保全の認識を高めてゆく。 |



海岸清掃活動



とやまの海岸ずかん(子供向けパンフレット)



青少年の環境教育

2 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

2.1 沿岸のゾーニング

海岸の保全にあたっては、前述した、地域の自然的、社会的特性及び海岸環境や海岸利用の状況等といった、地域の特性に十分考慮しつつ、災害に対する適切な防護水準を確保するとともに、海岸環境の整備と保全及び海岸の適正な利用を図り、総合的な対策を推進していく必要がある。

地域の特性を十分に考慮しつつ、地形条件及び自然特性、社会特性等、類似した性格を有する一連の区域を一つのゾーンとし、図 2-1に示すとおりゾーン区分を設定した。表 2-1にゾーン区分毎に海岸に係わる特性と社会条件を示す。

ゾーン区分と海岸保全の方向

環境保全が重視される沿岸

自然とふれあう・海の幸が観光ゾーン

石川県との連続性が求められる沿岸で、石川県・能登半島に連なる丘陵地形が主体です。城ヶ崎を境にして北側の磐石海岸と南側の砂浜海岸に分かれています。漁港が多くブリ漁をはじめとする沿岸漁業が盛んなゾーンです。能登半島国立公園が含まれていて、優れた景観を有しています。



海岸防護が重視される沿岸

自然が広く・健康的な海岸拠点ゾーン

新潟県との連続性が求められる沿岸で、黒部川を中心とする扇状地形と富山湾以南の新潟に連なる丘陵地形が主体となっています。磯浜海岸が多く、優食対策が特に重視される沿岸です。朝日国立自然公園が含まれていて、貴重な自然環境を有しています。



高度利用される沿岸 港にぎわう・富山の活力地点ゾーン

特定重要港湾である伏木富山港を中核とする港湾が主体です。背後には港を利用した工業地帯が広がっています。前面にはシロエビ群遊海面が広がっており、新潟や富山市・若狭ではシロエビ漁が盛んに行われています。また、高玉パークや新湊マリーナなど、海洋性レクリエーション利用が盛んな沿岸です。



地域利用が主体となる沿岸 ホタルイカの海・豊気郷・いきいきゾーン

消波ブロックで覆われた人工海岸が主体で、常盤寺川以西を除き海岸部は少ないゾーンです。ホタルイカ群遊海面や豊気郷といった「不思議の海」が見られる沿岸です。能登・舟川周辺では、ホタルイカ漁が盛んに行われています。また、水族園など海岸と関連のある観光施設が多く立地しています。



図 2-1 沿岸のゾーン区分

2.2 各ゾーンの特性と海岸保全の施策

ゾーン毎の特性と沿岸における課題点(海岸の防護、海岸環境の整備及び保全、公衆の海岸の適正な利用)及び沿岸の長期的な在り方を踏まえ、ゾーン毎の今後の海岸保全の施策を表 2-2に示す。

表 2-2 ゾーンの特性及び海岸保全の施策の設定

| ゾーン | ゾーンの特性 | 海岸保全の施策 | | |
|----------|---|---|---|--|
| | | 海岸の防護 | 海岸環境の整備と保全 | 公衆の海岸の適正な利用 |
| 下新川ゾーン | 新潟県との連続性が求められる沿岸で、黒部川を中心とする扇状地形と宮崎以東の新潟に連なる丘陵地形が主体。磯浜海岸が多く、侵食対策が特に重視される沿岸。朝日県立自然公園が含まれ、貴重な自然環境を有している。 <u>海岸防護が重視される沿岸</u> | <input type="checkbox"/> 厳しい海岸侵食の見られる沿岸であることから、未整備箇所の重点的な整備に主眼を置く。また、地域の自然を活かした自然性豊かな海岸空間の保全・創出が望まれる海岸では、環境面や利用面を考慮し人工リーフや緩傾斜護岸等の総合的な海岸保全対策による整備を図る。 <input type="checkbox"/> 国土交通省との連携のもと、新しい保全工法の開発、流域や海岸相互での総合的な土砂管理システムの構築を促進する。 | <input type="checkbox"/> 日本の渚・百選に選ばれた宮崎・境海岸や、藻場、杉沢の沢スギ、鹿島樹叢、黒部川河口などの優れた自然環境を保全していくとともに、浜の維持・回復、海岸樹林や海浜植物の育成を積極的に進め、地域の一体性や連続性をふまえた良好な環境の創出を図る。 | <input type="checkbox"/> 海と緑の健康海岸事業等によって、地域の優れた自然資源を活かし、地域住民の生活環境にやすらぎとるおいを与える生活密着型の拠点づくりへの展開を図る。また、朝日ヒスイ海岸周辺整備事業と連携し、自然性豊かな海洋性レクリエーションエリアの形成を、隣接する新潟県との一体性や連続性に配慮して図る。 |
| 富山湾奥ゾーン | 消波ブロックで覆われた人工海岸が主体。常願寺川以西を除き海浜部は少ない。ホテルイカ群遊海面や蟹気楼といった「不思議の海」が見られる沿岸。魚津・滑川周辺では、ホテルイカ漁が盛んである。水族館など海岸と関連のある拠点施設が多く立地している。 <u>地域利用が主体となる沿岸</u> | <input type="checkbox"/> 寄り回り波による越波被害対策及び侵食対策の充実を目的として、面的防護を中心とした施設の整備を行う。また、うるおいと憩いのある海岸空間を創出するため、既設の離岸堤の潜堤化や養浜によって保全施設の質的向上を図り、人工海岸化した海岸環境を改善する。 | <input type="checkbox"/> 地域に残された藻場、海岸背後のクロマツ林などの自然資源を保全していくとともに、蟹気楼、ホテルイカ群遊海面といった地域を代表する優れた自然環境の維持を目的として、景観面・利用面に配慮して、人工リーフ・潜堤・養浜工により、砂浜景観を保全・創出する。 | <input type="checkbox"/> 水産科学展示施設やほたるいか観光、水族館、埋没林博物館など資源活用型施設との連携を進め、観光拠点づくりの充実を図る。 <input type="checkbox"/> 深層水等の実験研究を推進しつつ、作り育てる漁業および漁場開発などを行い、沿岸域の多面的な活用を図る。 |
| 伏木富山港ゾーン | 特定重要港湾である伏木富山港を中核とする港湾が主体。背後は港を利用した工業地帯が広がっている。シロエビ群遊海面が前面に広がっており、新湊や富山市・岩瀬ではシロエビ漁が盛んである。また、海王丸パークや新湊マリーナなど、海洋性レクリエーション利用が盛んな沿岸である。 <u>高度利用された沿岸</u> | <input type="checkbox"/> 寄り回り波や冬季風浪による侵食対策として、ふるさと海岸整備等により、環境面・利用面に配慮し、既設離岸堤の潜堤化、突堤と養浜の組み合わせによる砂浜の創出など、港湾に隣接する複合的で新たな海岸空間の創出を図る。 | <input type="checkbox"/> 港湾を主体とした地域に残された藻場やクロマツ群落などの自然資源を保全していくとともに、浜の維持・回復や海岸樹林の育成を促進し、良好な海岸環境の創出を図る。 | <input type="checkbox"/> 日本海ミュージアム構想、ポートルネッサンス21などを推進し、伏木富山港を中軸とした海岸レジャー拠点づくりへの展開を図る。 <input type="checkbox"/> 富山の海岸のビューポイントであり、ビーチ利用促進モデル海岸や新湊マリーナの連携を図り、海岸の多面的な利活用の促進と、海岸利用者のマナー向上を図る。 |
| 氷見ゾーン | 石川県との連続性が求められる沿岸で、石川県・能登半島に連なる丘陵地形が主体。城ヶ崎を境に岩石海岸（北側）と砂浜海岸（南側）に分かれる。漁港が多くブリ漁をはじめとする沿岸漁業が盛んなゾーン。能登半島国定公園が含まれ、優れた景観を有している。 <u>環境保全が重視される沿岸</u> | <input type="checkbox"/> 環境面・利用面に配慮し、北部の岩石海岸では、人工リーフや緩傾斜護岸によって総合的な越波対策を図るほか、南部の砂浜海岸においては、養浜や突堤、人工リーフ等の組み合わせによって静的に安定な海浜を創出するなど、地域の優れた自然資源を保全し、自然と調和した海岸空間を創出していく。 | <input type="checkbox"/> 能登半島へと連なる変化に富んだ海岸地形、立山連峰や虹が島の眺望、日本の渚・百選に選ばれた雨晴海岸などの優れた自然景観を阻害しない人工リーフや潜堤を採用し、良好な環境の創出を図る。 | <input type="checkbox"/> 新マリノバーション拠点漁港の総合的な整備や、氷見海浜植物園、海洋学習村、雨晴CCZ、小境CCZなど地域の優れた自然資源を活かした施設を核とした新たな観光拠点づくりへの展開を図るとともに、周辺の海水浴場の充実を図る。 <input type="checkbox"/> 栽培漁業センターの充実を図り、隣接する能登地域との一体性や連続性に配慮しながら沿岸域の多面的な活用を図る。 |

2.3 海岸保全施設の整備に関する区域の設定

「海岸保全施設の整備に関する区域」は、各海岸管理者が、関係住民の意見聴取結果等を踏まえ、以下に示す海岸の防護対策が必要とされる箇所のうち、施設整備の基本的な事項・計画概要が定まっている海岸を対象とした。

- ① 防護水準で定めた高潮・波浪によって背後地の被害が想定される区域
- ② 現在進行中の海岸侵食によって背後地の被害が想定される区域
- ③ 現況の海岸保全施設が老朽化等によって所要の機能を有していない区域

2.4 海岸保全施設の諸元の整理

沿岸内の海岸において、海岸保全施設を整備していくにあたっての基本的な事項として、以下の項目を、表 2-3 及び計画基本添付図により示す。

(1) 沿岸内の海岸毎の整理

海岸毎に、海岸名、地区名及び区域延長、代表堤防高(保全の目標となる堤防、護岸等の天端高)、現況の海岸保全施設を示す。

(2) 海岸保全施設の種類及び規模

海岸保全施設の整備に関する区域を対象に、計画施設の種類、規模等を示す。

なお、対象施設の詳細な配置及び諸元については、工事の実施段階において検討の上決定するものとし、施設の規模としては、要保全海岸線延長及び代表堤防高を記載している。

(3) 受益の地域とその状況

受益の地域は、新設及び改築される海岸保全施設及び現況の海岸保全施設により、越波による浸水被害や海岸侵食等の海岸災害から防護される地域とし、海岸背後の地盤高及び地形条件等を考慮し設定した。また、受益の地域の状況として、その土地の利用状況をあわせて示す。

(4) 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項

海岸保全施設の整備に関する区域毎に、維持又は修繕の考え方を示す。

表 2-3 (1) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧

| 沿岸区分 | ゾーン区分 | 区域番号 | 配置 | | 主な施設の種類の | | 受益の地域 | | 維持又は修繕の方法 | 備考 | | |
|-------|--------|------|------------|--------------|----------|----------|--------------------------|-----------------|-----------|-------------|--|----------|
| | | | 区域 | 地区 | 規模 | | 現況施設 | 計画施設 | | | 地域 | 状況 |
| | | | | | 延長(m) | 代表堤防高(m) | | | | | | |
| 富山湾沿岸 | 下新川ゾーン | 1 | 朝日海岸(境地区) | 朝日町境地先 | 2,340 | T.P.+8.5 | 直立護岸 離岸堤 養浜工 人工リーフ 緩傾斜護岸 | 人工リーフ 緩傾斜護岸 養浜工 | 朝日町の一部 | 住宅地 農用地 | <ul style="list-style-type: none"> ・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・近隣にオートキャンプ場があり、ヒスイ海岸として多くの利用者が訪れることから、適宜巡視を追加する。 ・人工リーフの端部等では強い流れが生じ、洗掘が生じる恐れがあることから、定期点検等では、施設の変状等に注意する。 | 朝日県立自然公園 |
| | | 2 | 朝日海岸(宮崎地区) | 朝日町宮崎～境地先 | 1,500 | T.P.+8.5 | 緩傾斜護岸 離岸堤 潜堤 | 人工リーフ | 朝日町の一部 | 住宅地 農用地 | <ul style="list-style-type: none"> ・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・背後にオートキャンプ場があり、ヒスイ海岸として多くの利用者が訪れることから、適宜巡視を追加する。 ・潜堤の端部等では強い流れが生じ、洗掘が生じる恐れがあることから、定期点検等では、施設の変状等に注意する。 | 朝日県立自然公園 |
| | | 3 | 宮崎漁港海岸 | 朝日町宮崎地先 | 850 | T.P.+7.0 | 直立護岸 消波堤 離岸堤 | 緩傾斜護岸 離岸堤 人工リーフ | 朝日町の一部 | 住宅地 | <ul style="list-style-type: none"> ・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・侵食により砂浜が消失している漁港西側の区間は、巡視等において、砂浜の侵食や施設の変状等に特に注意する。 | 朝日県立自然公園 |
| | | 4 | 朝日海岸(朝日地区) | 朝日町元屋敷～宮崎地先 | 1,350 | T.P.+6.6 | 直立護岸 緩傾斜護岸 消波堤 離岸堤 人工リーフ | 人工リーフ 緩傾斜護岸 | 朝日町の一部 | 住宅地 農用地 他 | <ul style="list-style-type: none"> ・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・侵食により砂浜が消失している一部の区間は、巡視等において、施設の変状等に特に注意する。 ・人工リーフの端部等では強い流れが生じ、洗掘が生じる恐れがあることから、定期点検等では、施設の変状等に注意する。 | 朝日県立自然公園 |
| | | 5 | 朝日海岸(大屋地区) | 朝日町東草野～下横尾地先 | 1,390 | T.P.+5.7 | 緩傾斜護岸 離岸堤 人工リーフ | | 朝日町の一部 | 住宅地 農用地 森林地 | <ul style="list-style-type: none"> ・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・海浜公園があり、多くの利用者が訪れることから、適宜巡視を追加する。 ・人工リーフの端部等では強い流れが生じ、洗掘が生じる恐れがあることから、定期点検等では、施設の変状等に注意する。 | 朝日県立自然公園 |

表 2-3 (2) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧

| 沿岸区分 | ゾーン区分 | 区域番号 | 配置 | | | | 主な施設の種類 | | 受益の地域 | | 維持又は修繕の方法 | 備考 |
|-------|--------|------|----------------|--------------|-------|----------|------------------|-----------------|--------|-------------|--|----|
| | | | 区域 | 地区 | 規模 | | 現況施設 | 計画施設 | 地域 | 状況 | | |
| | | | | | 延長(m) | 代表堤防高(m) | | | | | | |
| 富山湾沿岸 | 下新川ゾーン | 6 | 朝日海岸(赤川・東草野地区) | 朝日町赤川～東草野地先 | 1,330 | T.P.+5.7 | 緩傾斜堤防 離岸堤 エリーフ | 人工リーフ 緩傾斜堤防 離岸堤 | 朝日町の一部 | 住宅地 農用地 森林地 | <ul style="list-style-type: none"> ・巡視(週1回程度)及び施設点検(1年に1回程度)を実施し、異常箇所(の修繕優先順位を決める。異常箇所は、優先順位が高い方から影響が大きくなる前に速やかに修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・侵食により砂浜が消失していることから、高波浪後に巡視を行う。 ・人工リーフの端部等では強い流れが生じ、洗掘が生じる恐れがあることから、定期点検等では、施設の変状等に注意する。 | |
| | | 7 | 入善海岸(入善地区) | 入善町下飯野～古黒部地先 | 9,950 | T.P.+5.7 | 緩傾斜堤防 離岸堤 | 離岸堤 緩傾斜堤防 | 入善町の一部 | 住宅地 農用地 森林地 | <ul style="list-style-type: none"> ・巡視(週1回程度)及び施設点検(1年に1回程度)を実施し、異常箇所(の修繕優先順位を決める。異常箇所は、優先順位が高い方から影響が大きくなる前に速やかに修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・侵食により砂浜が消失している。また、海底谷地形により越波が発生しやすいため高波浪後に巡視を行う。 | |
| | | 8 | 入善漁港海岸 | 入善町芦崎～下飯野地先 | 1,570 | D.L.+7.7 | 緩傾斜護岸 消波堤 離岸堤 潜堤 | 緩傾斜護岸 養浜工 潜堤 | 入善町の一部 | 住宅地 農用地 森林地 | <ul style="list-style-type: none"> ・海岸保全施設の巡視(月1回程度)、陸間の定期点検・整備(年1回程度)及び護岸の定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・潜堤の端部等では強い流れが生じ、洗掘が生じる恐れがあることから、定期点検等では、施設の変状等に注意する。 | |
| | | 9 | 黒部漁港海岸 | 黒部市生地地先 | 310 | D.L.+4.2 | 直立護岸 突堤 | | 黒部市の一部 | 住宅地 | <ul style="list-style-type: none"> ・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・背後に家屋が密集している区間があることから、巡視等では、施設の変状等に特に注意する。 | |
| | | 10 | 石田漁港海岸 | 黒部市浜石田～新町地先 | 360 | D.L.+4.2 | 直立護岸 | | 黒部市の一部 | 住宅地 他 | <ul style="list-style-type: none"> ・フィッシャリーナ、つり棧橋があり、多くの利用者が訪れることから、漁港施設と合わせた巡視(週1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、必要に応じて維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 | |

表 2-3 (3) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧

| 沿岸区分 | ゾーン区分 | 区域番号 | 配置 | | 主な施設の種類 | | 受益の地域 | | 維持又は修繕の方法 | 備考 | | |
|-------|--------|-------------|-------------|--------------|----------|-----------------------|---------------------------|-------------------------------|-----------|---|---|----|
| | | | 区域 | 地区 | 規模 | | 現況施設 | 計画施設 | | | 地域 | 状況 |
| | | | | | 延長(m) | 代表堤防高(m) | | | | | | |
| 富山湾沿岸 | 下新川ゾーン | 11 | 黒部海岸(黒部地区) | 黒部市荒俣～石田地先 | 5,950 | T.P.+4.2 T.P.+5.7 | 堤防 消波堤 離岸堤 人工リーフ 突堤 緩傾斜堤防 | 離岸堤 人工リーフ 緩傾斜堤防 養浜工 根固め消波工 突堤 | 黒部市の一部 | 住宅地 商業業務地 工業地 農用地 森林地 | ・キャンプ場、海水浴場があり、多くの利用者が訪れることから、巡視(週1回程度)及び施設点検(1年に1回程度)を実施し、異常箇所は、優先順位が低い方から影響が大きくなる前に速やかに修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・背後に家屋が密集している区間があり、一部区間では、侵食により砂浜が消失していることから、高波浪後に巡視を行う。 ・人工リーフの端部等では強い流れが生じ、洗掘が生じる恐れがあることから、定期点検等では、施設の変状等に注意する。 | |
| | | 12 | 経田漁港海岸 | 魚津市経田西町～東町地先 | 370 | D.L.+4.5 | 直立護岸 | | 魚津市の一部 | 住宅地 商業業務地 工業地 農用地 森林地 | ・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 | |
| | 13 | 魚津海岸(経田地区) | 魚津市北鬼江～経田地先 | 2,680 | T.P.+4.5 | 直立護岸 消波堤 離岸堤 突堤 | 緩傾斜護岸 突堤 養浜工 | 魚津市の一部 | 住宅地 農用地 | ・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・蟹気楼の見える海岸線であり、歩行者が多いため、適宜巡視を追加する。 ・施設が古く老朽化している区間があることから、巡視時等では、施設の変状等に特に注意する。 | | |
| | 14 | 魚津港海岸(魚津地区) | 魚津市三ヶ～北鬼江地先 | 4,080 | D.L.+4.5 | 緩傾斜護岸 離岸堤 突堤 | 潜堤 突堤 養浜工 | 魚津市の一部 | 住宅地 | ・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・蟹気楼の見える海岸線であり、歩行者が多いため、適宜巡視を追加する。 ・越波の多い海岸であるため、異常時点検以外にも、高波浪後に巡視を行う。 | | |
| | 15 | 滑川海岸(吉浦地区) | 滑川市笠木～吉浦地先 | 2,570 | T.P.+5.5 | 堤防 消波堤 離岸堤 人工リーフ 突堤 | 離岸堤 緩傾斜護岸 | 滑川市の一部 | 住宅地 農用地 | ・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・背後に下水処理施設のある区間があることから、巡視等では、特に注意する。 ・人工リーフの端部等では強い流れが生じ、洗掘が生じる恐れがあることから、定期点検等では、施設の変状等に注意する。 | | |
| | 16 | 滑川漁港海岸 | 滑川市三穂町～荒俣地先 | 3,120 | D.L.+5.5 | 直立護岸 緩傾斜護岸 離岸堤 突堤 消波堤 | 緩傾斜護岸 離岸堤 | 滑川市の一部 | 住宅地 農用地 | ・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・背後に家屋が密集している区間があることから、巡視等では、特に注意する。 | | |

表 2-3 (4) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧

| 沿岸区分 | ゾーン区分 | 区域番号 | 配置 | | 規模 | | 主な施設の種類の | | 受益の地域 | | 維持又は修繕の方法 | 備考 |
|-------|----------|------|------------|-------------------|-------|----------|----------------------|------------|--------|---------------|--|----|
| | | | 区域 | 地区 | 延長(m) | 代表堤防高(m) | 現況施設 | 計画施設 | 地域 | 状況 | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| 富山湾沿岸 | 富山湾奥ゾーン | 17 | 滑川海岸(高月地区) | 滑川市高月地先 | 1,570 | T.P.+6.8 | 堤防 直立護岸 消波堤 離岸堤 突堤 | | 滑川市の一部 | 住宅地 | ・巡視(月1回程度)及び定期点検(施設の整備年度が古いため1年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・施設の整備年度が古く、老朽化の著しい区間があることから、巡視等では、施設の変状等に特に注意する。 | |
| | | 18 | 高月漁港海岸 | 滑川市高月地先 | 280 | D.L.+6.8 | 堤防 直立護岸 離岸堤 突堤 | | 滑川市の一部 | 住宅地 他 | ・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・施設の整備年度が古く、老朽化の著しい区間があることから、巡視等では、施設の変状等に特に注意する。 | |
| | | 19 | 水橋海岸(水橋地区) | 滑川市魚躬地先 | 240 | T.P.+6.8 | 堤防 直立護岸 離岸堤 | 護岸嵩上げ 階段工 | 滑川市の一部 | 住宅地 工業地 農用地 他 | ・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・砂浜は安定していることから、巡視等では、変状の兆候等に注意する。 ・沿岸漂砂に影響を与えないよう、離岸堤背後の滞砂状況に注意し砂浜の安定を図る。 | |
| | | 20 | 水橋漁港海岸 | 富山市水橋魚躬～山王町地先 | 1,570 | D.L.+7.8 | 堤防 直立護岸 消波堤 離岸堤 突堤 | 離岸堤 突堤 防潮林 | 富山市の一部 | 住宅地 農用地 | ・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・堤防を散歩コースとしている利用者が多いことから、巡視等では、施設の変状等に特に注意する。 ・背後地域への越波及び海岸侵食が懸念されることから、異常時点検以外にも、波浪後に適宜巡視を行う。 | |
| | | 21 | 富山海岸(富山地区) | 富山市海岸通～浜黒崎地先 | 4,470 | T.P.+4.5 | 直立護岸 緩傾斜護岸 離岸堤 人工リーフ | 緩傾斜護岸 | 富山市の一部 | 住宅地 森林地 他 | ・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・海水浴場があり、利用者が多く訪れることから、適宜巡視を追加する。 ・人工リーフの端部等では強い流れが生じ、洗掘が生じる恐れがあることから、定期点検等では、施設の変状等に注意する。 | |
| | 伏木富山港ゾーン | 22 | 四方漁港海岸 | 富山市四方一番町～四方恵比須町地先 | 140 | D.L.+3.5 | 直立護岸 消波堤 突堤 | | 富山市の一部 | 住宅地 | ・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・施設の整備年度が古く、老朽化が著しい区間があることから、巡視等では、施設の変状等に特に注意する。 | |

表 2-3 (5) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧

| 沿岸区分 | ゾーン区分 | 区域番号 | 配置 | | 主な施設の種類の | | 受益の地域 | | 維持又は修繕の方法 | 備考 | | |
|---------------|----------|------|---------------|---------------|----------|----------|--------------------|-----------------|------------|----------------|--|----|
| | | | 区域 | 地区 | 規模 | | 現況施設 | 計画施設 | | | 地域 | 状況 |
| | | | | | 延長(m) | 代表堤防高(m) | | | | | | |
| 38-5 富山湾沿岸 | 伏木富山港ゾーン | 23 | 伏木富山港海岸(富山地区) | 富山市打出～岩瀬古志町地先 | 4,410 | D.L.+4.5 | 直立護岸 離岸堤 潜堤 突堤 | 潜堤 突堤 養浜工 | 富山市の一部 | 住宅地 工業地 農用地 | ・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・海水浴場があり、多くの利用者が訪れることから、適宜巡視を追加する。 ・潜堤の端部等では強い流れが生じ、洗掘等が生じる恐れがあることから、定期点検等では、堤体の沈下等に注意する。 | |
| | | 24 | 伏木富山港海岸(新湊地区) | 射水市八幡町～本江地先 | 11,680 | D.L.+4.5 | 堤防 緩傾斜護岸 離岸堤 潜堤 突堤 | 潜堤 突堤 養浜工 緩傾斜護岸 | 射水市の一部 | 住宅地 農用地 | ・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・当該区域には海水浴場・海浜公園があり、多くの利用者が訪れるため、適宜巡視を追加する。 ・砂浜の侵食が進んでいる区間があることから、巡視等では、砂浜の侵食や施設の変状等に特に注意する。 ・潜堤の端部等では強い流れが生じ、洗掘等が生じる恐れがあることから、定期点検等では、堤体の沈下等に注意する。 | |
| | | 25 | 新湊漁港海岸 | 射水市港町～八幡町地先 | 1,420 | D.L.+5.9 | 堤防 離岸堤 | | 射水市の一部 | 住宅地 他 | ・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・直立護岸背後には道路が並行していることから、越波発生後の異常時点検では陥没等の有無に注意する。 | |
| | | 26 | 伏木富山港海岸(伏木地区) | 高岡市雨晴～射水市港町地先 | 5,170 | D.L.+5.0 | 堤防 直立護岸 離岸堤 人工リーフ | 潜堤 養浜工 緩傾斜護岸 | 高岡市・射水市の一部 | 住宅地 | ・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・国分海岸や雨晴海岸には、景勝地や海水浴場などがあり、多くの利用者が訪れることから、適宜巡視を追加する。 ・人工リーフの端部等では強い流れが生じ、洗掘が生じる恐れがあることから、定期点検等では、施設の変状等に注意する。 | |

表 2-3 (6) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧

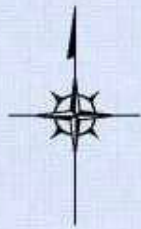
| 沿岸区分 | ゾーン区分 | 区域番号 | 配置 | | 規模 | | 主な施設の種類 | | 受益の地域 | | 維持又は修繕の方法 | 備考 |
|---------------|-------|------|------------|-------------|-------|----------|------------------------|---------------------|--------|-----------|--|----------|
| | | | 区域 | 地区 | 延長(m) | 代表堤防高(m) | 現況施設 | 計画施設 | 地域 | 状況 | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| 38-6 富山湾沿岸 | 氷見ゾーン | 27 | 高岡海岸(太田地区) | 高岡市太田地先 | 2,670 | T.P.+3.5 | 緩傾斜護岸 離岸堤 人工リーフ突堤 | 人工リーフ 遊歩道 養浜工 緩傾斜護岸 | 高岡市の一部 | 住宅地 森林地 | <ul style="list-style-type: none"> ・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・当該区域には海水浴場があり、多くの利用者が訪れることから、適宜巡視を追加する。 ・砂浜の侵食が進んでいる区間があることから、巡視等では、砂浜の侵食や施設の変状等に特に注意する。 ・人工リーフの端部等では強い流れが生じ、洗掘が生じる恐れがあることから、定期点検等では、施設の変状等に注意する。 ・施設の形状に隅角部を有しており、波が集中する恐れがあることから、巡視等では、施設の変状等に注意する。 | 能登半島国定公園 |
| | | 28 | 氷見海岸(島尾地区) | 氷見市窪～島尾地先 | 2,950 | T.P.+3.5 | 緩傾斜護岸 | | 氷見市の一部 | 住宅地 他 | <ul style="list-style-type: none"> ・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・景勝地や海水浴場があり、多くの利用者が訪れることから、適宜巡視を追加する。 | 能登半島国定公園 |
| | | 29 | 氷見漁港海岸 | 氷見市間島～地藏町地先 | 2,240 | D.L.+3.5 | 緩傾斜護岸 離岸堤 潜堤 突堤 | 人工リーフ | 氷見市の一部 | 住宅地 農用地 | <ul style="list-style-type: none"> ・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・当該区域には陸間(手動開閉式)が設置されていることから、巡視等では、適宜動作確認を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後には、陸間等の設備を含めて異常時点検を行う。 ・潜堤の端部等では強い流れが生じ、洗掘が生じる恐れがあることから、定期点検等では、施設の変状等に注意する。 | 能登半島国定公園 |
| | | 30 | 氷見海岸(阿尾地区) | 氷見市阿尾～間島地先 | 1,430 | T.P.+3.5 | 緩傾斜護岸 消波堤 離岸堤 人工リーフ 突堤 | 突堤 養浜工 保護工 礫 養浜工 | 氷見市の一部 | 住宅地 農用地 | <ul style="list-style-type: none"> ・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・潜堤や礫養浜の整備により、砂浜が安定しつつあるが、巡視等では、変状の兆候等に注意する。 ・人工リーフの端部等では強い流れが生じ、洗掘が生じる恐れがあることから、定期点検等では、施設の変状等に注意する。 | 能登半島国定公園 |
| | | 31 | 阿尾漁港海岸 | 氷見市阿尾地先 | 630 | D.L.+3.5 | 直立護岸 緩傾斜護岸 離岸堤 潜堤 突堤 | | 氷見市の一部 | 住宅地 森林地 他 | <ul style="list-style-type: none"> ・漁港/パトロールとあわせて定期点検(年1回程度)を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・海水浴場や公園緑地があり、多くの利用者が訪れることから、適宜巡視を行う。 ・潜堤の端部等では強い流れが生じ、洗掘が生じる恐れがあることから、定期点検等では、施設の変状等に注意する。 | 能登半島国定公園 |

表 2-3 (7) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧

| 沿岸区分 | ゾーン区分 | 区域番号 | 配置 | | | | 主な施設の種類 | | 受益の地域 | | 維持又は修繕の方法 | 備考 |
|-------|-------|------|------------|------------|-------|----------|-----------------------|-------------|--------|-------------|---|----------|
| | | | 区域 | 地区 | 規模 | | 現況施設 | 計画施設 | 地域 | 状況 | | |
| | | | | | 延長(m) | 代表堤防高(m) | | | | | | |
| 富山湾沿岸 | 水見ゾーン | 32 | 菟田漁港海岸 | 水見市泊～菟田地先 | 1,610 | D.L.+3.5 | 直立護岸 緩傾斜護岸 離岸堤 潜堤 突堤 | | 水見市の一部 | 住宅地 農用地 森林地 | ・漁港/パトロールとあわせて定期点検(年1回程度)を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・公園緑地があり、多くの利用者が訪れることから、適宜巡視を行う。 ・潜堤の端部等では強い流れが生じ、洗掘が生じる恐れがあることから、定期点検等では、施設の変状等に注意する。 | 能登半島国定公園 |
| | | 33 | 水見海岸(泊地区) | 水見市泊地先 | 970 | T.P.+3.5 | 離岸堤 突堤 | | 水見市の一部 | 住宅地 | ・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・離岸堤等により、現在のところ安定している海岸であるが、巡視時等では、変状の兆候等に注意する。 | 能登半島国定公園 |
| | | 34 | 水見海岸(宇波地区) | 水見市宇波地先 | 650 | T.P.+3.5 | 消波堤 離岸堤 | | 水見市の一部 | 住宅地 | ・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・砂浜に顕著な変化は見られないが、巡視等により変状の兆候把握に努める。 | 能登半島国定公園 |
| | | 35 | 宇波漁港海岸 | 水見市脇方～宇波地先 | 630 | D.L.+3.5 | 直立護岸 消波堤 離岸堤 人工リーフ 突堤 | 人工リーフ 緩傾斜護岸 | 水見市の一部 | 住宅地 農用地 他 | ・漁港/パトロールとあわせて定期点検(年1回程度)を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・海水浴場があり、多くの利用者が訪れることから、適宜巡視を行う。 ・人工リーフの端部等では強い流れが生じ、洗掘が生じる恐れがあることから、定期点検等では、施設の変状等に注意する。 | 能登半島国定公園 |
| | | 36 | 水見海岸(小境海岸) | 水見市小境地先 | 850 | T.P.+3.5 | 緩傾斜護岸 離岸堤 養浜工 潜堤 突堤 | 潜堤 | 水見市の一部 | 住宅地 | ・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・海水浴場や海浜公園があり、多くの利用者が訪れることから、適宜巡視を追加する。 ・潜堤の端部等では強い流れが生じ、洗掘が生じる恐れがあることから、定期点検等では、施設の変状等に注意する。 | 能登半島国定公園 |
| | | 37 | 大境漁港海岸 | 水見市大境地先 | 480 | D.L.+3.5 | 緩傾斜護岸 消波堤 | | 水見市の一部 | 住宅地 他 | ・漁港/パトロールとあわせて定期点検(年1回程度)を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・公園緑地があり、多くの利用者が訪れることから、適宜巡視を行う。 | 能登半島国定公園 |
| | | 38 | 水見海岸(姿地区) | 水見市姿地先 | 1,530 | T.P.+3.5 | 直立護岸 離岸堤 | | 水見市の一部 | 住宅地 | ・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・砂浜に顕著な変化は見られないが、巡視等により変状の兆候把握に努める。 | 能登半島国定公園 |

表 2-3 (8) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧

| 沿岸区分 | ゾーン区分 | 区域番号 | 配置 | | 主な施設の種類 | | 受益の地域 | | 維持又は修繕の方法 | 備考 | | |
|-------|-------|------|------------|---------|---------|----------|---------|-------|-----------|-------|---|----------|
| | | | 区域 | 地区 | 規模 | | 現況施設 | 計画施設 | | | 地域 | 状況 |
| | | | | | 延長(m) | 代表堤防高(m) | | | | | | |
| 富山湾沿岸 | 氷見ゾーン | 39 | 氷見海岸(中田地区) | 氷見市中田地先 | 1,860 | T.P.+3.5 | 離岸堤 突堤 | 人工リーフ | 氷見市の一部 | 住宅地 | ・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・砂浜に顕著な変化は見られないが、巡視等により変状の兆候把握に努める。 | 能登半島国定公園 |
| | | 40 | 女良漁港海岸 | 氷見市中波地先 | 400 | D.L.+3.5 | 直立護岸 | | 氷見市の一部 | 住宅地 他 | ・漁港/バトールとあわせて定期点検(年1回程度)を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・海岸の背後に民家があることから、適宜巡視を行う。 | |
| | | 41 | 氷見海岸(中波地区) | 氷見市中波地先 | 560 | T.P.+3.5 | 消波堤 離岸堤 | | 氷見市の一部 | 住宅地 | ・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・砂浜に顕著な変化は見られないが、巡視等により変状の兆候把握に努める。 | |
| | | 42 | 氷見海岸(脇地区) | 氷見市脇地先 | 1,060 | T.P.+3.5 | 離岸堤 突堤 | | 氷見市の一部 | 住宅地 | ・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・離岸堤等により、現在のところ安定している海岸であるが、巡視等により変状の兆候把握に努める。 | |

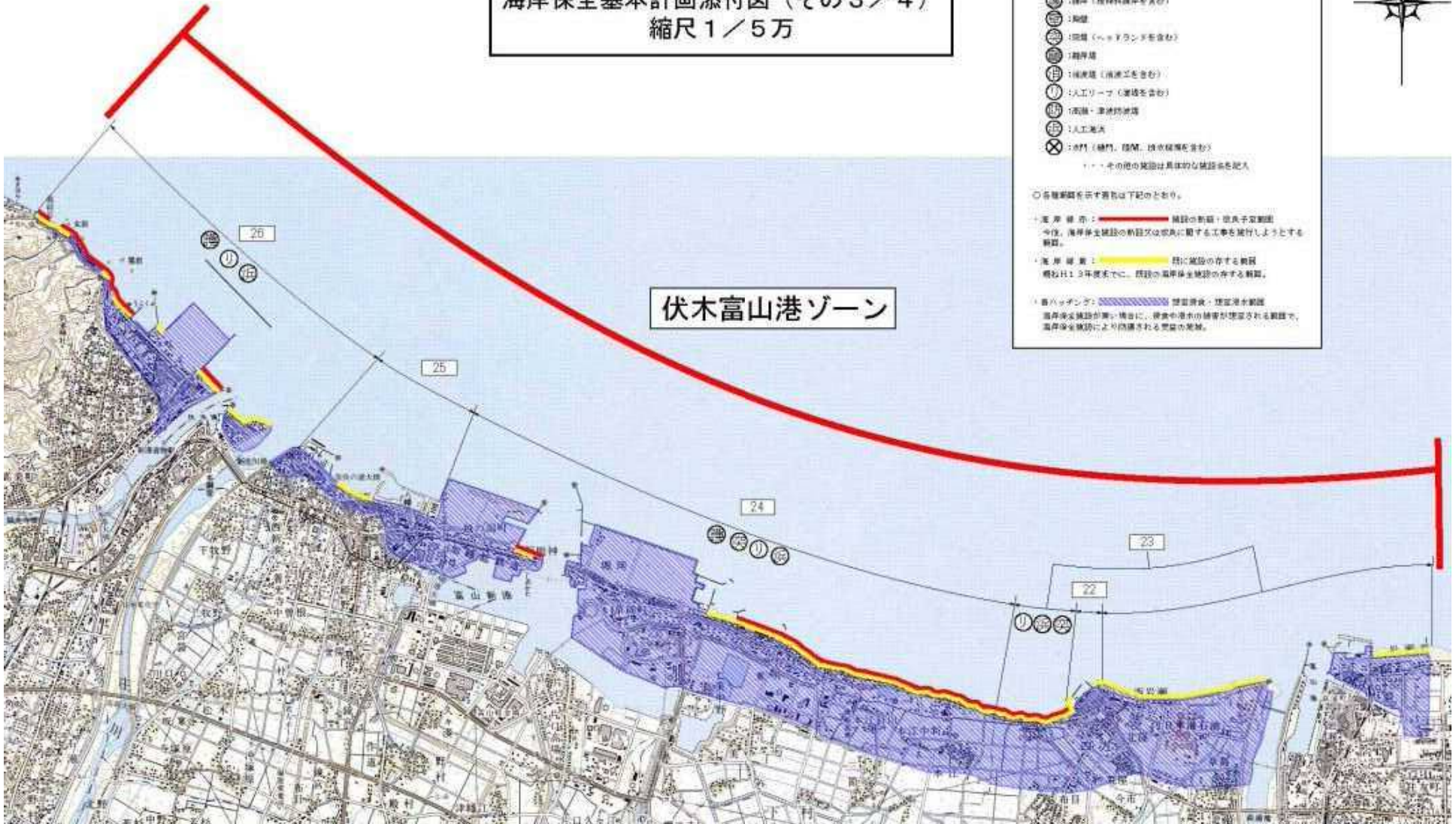


富山湾沿岸
海岸保全基本計画添付図（その2/4）
縮尺1/5万

富山湾奥ゾーン



富山湾沿岸
海岸保全基本計画添付図（その3/4）
 縮尺 1/5万



伏木富山港ゾーン

図面の凡例・説明

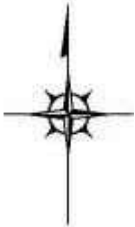
○海岸保全施設の種類のほか、今後の海岸保全施設の施設又は改良に係るものを、下記により表示

- ⊙ (海岸線) : 堤防 (埋積材基礎を含む)
- ⊙ (海岸線) : 護岸 (埋積材護岸を含む)
- ⊙ (海岸線) : 防波
- ⊙ (海岸線) : 防波堤 (ヘッジランドを含む)
- ⊙ (海岸線) : 防波堤
- ⊙ (海岸線) : 防波堤 (消波工を含む)
- ⊙ (海岸線) : 人工リーフ (基礎を含む)
- ⊙ (海岸線) : 防波堤・津波防波堤
- ⊙ (海岸線) : 人工地盤
- ⊗ (海岸線) : 防波堤 (橋脚、防波堤を含む)

○、その他の施設は具体的な施設名を記入

○各種線画を示す符号は下記のとおり。

- (海岸線) : 施設の新築・改良工事計画
 今後、海岸保全施設の施設又は改良に関する工事を施行しようとする期間。
- (海岸線) : 既に施設が存在する施設
 昭和11.3年度までに、既設の海岸保全施設の存在する期間。
- ⊙ (海岸線) : 防波堤・埋積材基礎
 海岸保全施設計画・構想に、使用の港水の被害が想定される範囲で、海岸保全施設により防護される区域の発着。



3 計画の見直しと留意すべき事項

本計画に定めた基本的事項は、富山湾沿岸に関する現況や要請に基づき、将来に向け、海岸の長期的な在り方を示したものである。

しかし、今後、地域の状況や社会経済状況および自然環境の変化、新たな海象観測データの蓄積、災害発生など緊急対応の必要性などが生じた場合、または、地域住民や県民等の海辺ニーズが大きく変化し、その内容を計画に適切に反映させる場合など、計画の基本的事項及び海岸保全施設の整備内容等の見直しを必要とする場合がある。よって、これらの状況変化に柔軟に対応するため、種々の状況変化が発生した段階で、計画がその変化に対応するよう見直すものとし、速やかに海岸法に定められた計画変更に必要な措置を講じるものとする。

また、計画策定から5～10年経過すると、社会経済状況および自然環境等が大きく変化すると予想されるため、定期的に計画全体の一括検討を行い、必要な見直しを行うものとする。

このうち、自然環境の変化に応じた計画の見直しを行う際には、関係機関の自然環境に関する情報や自然環境調査に基づき、適切に対処するものとする。

また、地球温暖化に伴う高潮・越波災害や内水被害への対応、総合的な土砂管理システムの構築、生態系に配慮した新しい保全工法の開発といった、今後の対処すべき課題点に対し、学識経験者、研究機関との連携を図って調査・研究を進めていくものとする。

他の計画との調整を要する等の理由により、計画概要や基本的な事項が未決定の海岸は、現時点で、海岸保全施設の整備に関する区域として本計画に位置づけていないが、このような海岸についても、計画概要が決定後は、新たな区域として速やかに計画に位置づけるものとする。

今後は、本計画に掲げた施策の実効性確保と効率的な実現を目指し、海岸事業の実施段階においても、地域住民の参画及び事業の透明性を確保するための情報公開に努めるものとする。

また、今後の海岸保全基本計画の施策が、地域や住民の意見をより一層反映したものとなるよう、地域や住民とより密接な関係を構築するための体制づくりについても検討していくなど、地域住民や県民等の海辺ニーズのさらなる把握に努め、その内容を計画に適切に反映させるものとする。

4 あとがき

平成12年4月に改正海岸法が施行され、総合的な視点に立った海岸の管理を行うため、旧海岸法の目的である「海岸の防護」に、「海岸環境の整備と保全」及び「公衆の海岸の適正な利用」を加え、防護・環境・利用の調和のとれた総合的な海岸の保全を計画的に推進することになりました。

また、海岸管理のための計画制度の見直しも行われました。農林水産大臣、運輸大臣、建設大臣は、海岸の保全に関する基本的方向性を明らかにするとともに、“美しく、安全で、いきいきした海岸の実現に向けて”海岸保全に関する基本的な事項を示す「海岸保全基本方針」を定めました。

これに基づき、富山県知事は、新潟県知事と共同して、富山湾沿岸の特有な地形、波浪、海岸景観等の自然条件、古くから海岸を生活、漁業、海運等の場として利用されてきた社会的条件等を考慮し、地域の意向等を反映しながら、新潟県鳥ヶ首岬から石川県境までの「富山湾沿岸海岸保全基本計画」を策定しました。なお、「富山湾沿岸海岸保全基本計画」の策定にあたり、「富山県海岸保全基本計画検討委員会」を設置し、富山県の海岸の防護、環境、利用などについて学識経験等を有する方に委員(下記の委員名簿を参照)を委嘱し、その原案に対し専門的知見等をもとにご提言・ご助言を頂きました。

「富山県海岸保全基本計画」は、先に策定された「富山湾沿岸海岸保全基本計画」に基づき、富山県に関係するところをとりまとめ作成したものであることを最後に付記しておきます。

平成15年5月 富山県

富山県海岸保全基本計画検討委員会名簿 五十音順・敬称省略

| 役名 | 氏名 | 役職 |
|-----|--------|-----------------------|
| 委員 | 石沢 宣子 | 高岡第一学園幼稚園教諭・保育士養成所助教授 |
| 委員 | 石田 啓 | 金沢大学工学部教授 |
| 委員 | 魚津 龍一 | 朝日町長(富山県海岸保全促進連盟副会長) |
| 委員 | 進藤 裕之 | 国土交通省北陸地方整備局黒部河川事務所長 |
| 委員 | 水門 巧 | 富山県漁業協同組合連合会代表理事専務 |
| 委員 | 堂故 茂 | 氷見市長(富山県海岸保全促進連盟会長) |
| 委員長 | 長井 真隆 | 富山県ビオトープアドバイザー |
| 委員 | 布村 昇 | 富山市科学文化センター館長 |
| 委員 | 野口 淑子 | 富山市立萩浦小学校教諭 |
| 委員 | 松井 千賀子 | トータルキャリアネットワーク・ブルー代表 |